

平成 24 年度
神戸市事務事業外部評価委員会報告書

平成 24 年 11 月

報 告

神戸市長 矢田 立郎 様

神戸市行政評価条例に基づき、神戸市の事務事業について外部評価を実施し、このたび「平成 24 年度 神戸市事務事業外部評価委員会報告書」をまとめましたので、報告いたします。

平成 24 年 11 月 9 日

神戸市事務事業外部評価委員会
会 長 伊多波 良雄

1 はじめに

当委員会は、神戸市における事務事業評価にあたって、市の諮問に応じて、平成 15 年度から平成 17 年度にかけて全事務事業を対象に、また、平成 21 年度には「民間活力の導入」と「官と民の役割分担」をテーマに 31 事業を対象に、それぞれ内部評価の妥当性を検証するため外部評価を実施した。

これらの外部評価の結果を踏まえ、神戸市におかれては、事務事業の再構築に取り組まれるとともに、更なる民間活力の導入など、改革が必要な事業について、「神戸市行財政改革 2015」（平成 23 年 2 月策定）に基づき、現在、見直しに取り組まれている。

しかし、全事務事業の外部評価から 5 年以上が経過し、この間、社会経済情勢など神戸市を取り巻く環境は劇的に変化している。また、それら時代の変化や多様化する市民ニーズに対応すべく、神戸市として新たな事業展開も図ってきている。

そこで、今日的視点で改めて外部評価が必要とされた事業やこれまでに外部評価を実施していない新しい事業など 14 事業を対象として、市の諮問に応じ外部評価を実施することとなった。

神戸市事務事業外部評価委員会委員（50 音順）

会長	伊多波 良雄	（同志社大学経済学部 教授）
	清水 涼子	（関西大学大学院会計研究科 教授・公認会計士）
	田中 康秀	（神戸大学 理事・副学長）
	谷沢 実佐子	（有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー・公認会計士）

2 評価概要

(1) 評価対象事業

平成 24 年度は、神戸市において次の 4 つの観点から、14 事業が選定された。

【対象事業選定の観点】

- ① これまでに外部評価を実施していない事業のうち、予算額が概ね 50,000 千円以上の事業
- ② 時代適合性、費用対効果、受益と負担の適正性等の観点から、改めて外部評価が必要と思われる事業
- ③ 神戸 2015 ビジョンや行財政改革 2015 関連の事業については、別途外部の視点による評価や進捗管理を行うことから、対象外とする
- ④ 各局室において、別途外部有識者等によるあり方検討を行っている事業については、対象外とする

(2) 評価の視点と基準

「神戸市行政評価条例」に基づき、時代適合性、補完性、効率性、有効性の 4 つの視点から評価を実施した。

評価の視点と判断基準は、(参考 1)「4 つの視点と評価基準」のとおりである。

(3) 評価の実施方法

評価結果を出すまでの活動として、神戸市の事業担当課が作成した事務事業評価シートに基づき、作成責任者（課長級）等から 3 人の委員による公開ヒアリングを実施した。また、より実態に即した評価を行うため、評価対象事業の施設については、実地視察を行うこととした。

公開ヒアリング・実地視察終了後、市民評価の結果も参考としながら、当委員会として委員間で意見交換を行い、合議により評価結果をまとめた。

ア ヒアリング・会議の公開による実施

従来は、率直な意見交換や意思決定の中立性の確保等の観点から、事業担当課からのヒアリングや個別事業の評価決定の部分は非公開としてきたが、透明性向上を図るためすべて公開で行うこととした。

公開ヒアリングは、1 事業につき約 45 分（説明 15 分、質疑 30 分）とし、傍聴者は、傍聴要領上 10 名となっているところ、原則 20 名に拡大した。

イ 市民評価の実施

当委員会の評価にあたって参考とするため、広く市民評価を募ることとし、公開ヒアリング会場で「市民評価シート」を配布して、傍聴者にも評価に参加してもらうこととした。

また、神戸市のホームページ上でも、同様の内容で Web 評価（ヒアリング終了後～9月28日まで）を実施した。

市民評価の回答状況は、8 ページのとおりである。

(4) 委員会の活動経過

- 7月25日 第1回事務事業外部評価委員会の開催（実施計画の決定等）
- 9月10日 5事業の公開ヒアリング（伊多波委員、田中委員、谷沢委員）
- 9月11日 6事業の公開ヒアリング（田中委員、清水委員、谷沢委員）
- 9月14日 3事業の公開ヒアリング（伊多波委員、田中委員、谷沢委員）
3施設の実地視察（伊多波委員、田中委員、谷沢委員）
- 10月12日 第2回事務事業外部評価委員会の開催（評価の決定）
- 11月9日 報告書を神戸市長に提出

3 評価結果の総括

※事業ごとの評価結果一覧は7ページに掲載

※事務事業評価シートは12ページ以降に掲載

(1) 改めて外部評価を実施した事業

当評価委員会で今回改めて外部評価を実施した事業については、過去の外部評価の結果を受け一定の見直しが行われていたが、それ以上に時代の変化は著しく、事業目的を再認識し、めざすべき目的と実施内容及び成果が整合しているか、今日的視点で改めて検証する必要があると思われる事業が見受けられた。

(2) 新たに外部評価を実施した事業

平成15年度から平成17年度の全事務事業の外部評価以降、神戸市として新たな社会的ニーズに対応して開始した事業について、今回初めて外部評価を実施した。事業開始から間もないため成果が十分に現れておらず、現時点での評価はややタイミングが早いと思われるものもあったが、時代適合性・補完性の観点では、概ね良い評価結果となった。これらの事業については、さらに効率性や有効性を高めていく努力が必要である。

(3) 「やや適格」以上の評価項目のある事業

「時代適合性」「補完性」「効率性」「有効性」のすべての項目で、「やや適格」以上の評価となった事業についても、決して改善が必要な部分が多かったわけではない。すべての評価対象事業について、所見欄において改善に向けた指摘を行っており、所見の内容を確認し、必要な見直しに取り組まれない。

4 事務事業の実施にあたっての留意点

以下では、このたびの評価結果を受け、今後留意いただきたい点のうち、評価対象事業も含めて、全事務事業に共通すると思われる視点をいくつか列記する。

(1) 時代適合性の視点から

このたびの評価では、事業目的と実施内容が乖離していると思われる事業があった。時代の流れに応じて、行政施策に求められる内容も変化していくため、事業目的そのものが刻々と変化していく場合がある。条例等の目的を再確認し、必要に応じて条例改正などにより、適宜目的を再設定する必要があると思われる。

また、目的は変わらないが、その事業が目的達成の手段として不適切となっている場合もある。事業の成果を一定期間ごとに詳細に調査・分析し、当該事業が目的達成のために有効な「手段」であり続けているのかを検証することは非常に重要なことであるが、職員にその意識が希薄になってはいないか。今一度、原点に立ち返って「何のためにこの事業をやっているか」、「どういう成果をあげるのか」、「どの指標で成果を検証するのか」ということを再認識する必要がある。

(2) 時代適合性・有効性の視点から

事業が時代の要請に適合しているか、あるいは有効に効果を発揮しているかを測るひとつの指標として、利用者アンケートが考えられる。

今回評価した事業でも、概ね利用者アンケートは実施されていたが、その場合でも、サンプル数が少なすぎることや、アンケート項目が不十分である等の理由により、有効性を検証するための分析に耐えないものが見受けられた。加えて、データは十分であっても、その分析手法が不十分な場合もあった。

民間企業のように利益等の数値で、その事業の必要性や効果を検証することが難しい行政活動の分野においては、利用者アンケート等により市民ニーズを的確に把握し、「時代適合性」や「有効性」を検証することが非常に重要である。

成果が現れるまでに時間がかかるとか、成果を計ること自体が困難な事業もあると思われるが、アンケート調査などで確認ができる事業であれば、事業開始から数年間は、もっと分析・評価を詳細に実施して、より成果があがる方法に随時改善していく必要がある。改善を加えることなく、そのまま事業を継続しているとすれば、PDCAが回っていないのではないかとも思われる。

(3) 補完性・有効性の視点から

過去においては行政しかサービスが提供できなかった事業、あるいは行政が主導的役割を担ってきたような事業についても、現在においては行政が行わずとも、市民は同等のサービスを受けることができる場合がある。

そのような場合に、行政が関与し続けると、民間企業にノウハウが蓄積されず、民間企業の育成を阻害する要因になりかねない。民間企業を育て委ねていくことで、サービス向上や経済の活性化につなげていくという視点も重要である。

(4) 効率性の視点から

事業実績とコストが連動する事業、つまり「1件あたりいくら」が決まっており、事業実績に応じて事業費が変動するような場合については、「効率性」の指標として、コストを事業実績で除す「単位あたりコスト」の推移は相応しくない。このような事業では、「効率性」の評価にあたって、適宜、別の指標もあわせて用いるべきである。

また、競争入札を行っている場合には、効率性が一定担保されていると考えられるが、外郭団体を含め外部委託を行っている事業について、特に特命随意契約の場合には、その契約金額の妥当性の検証が十分になされているとは言いがたい。

特命随意契約の場合には、まずは、その理由の厳格化を図るとともに、一般に公開することで透明性を確保すべきである。さらには、可能な限り競争入札に移行し、効率性を担保すべきである。

(5) データ分析に基づく事業検証（決算重視）の視点から

前述の利用者アンケートも含め、事業のあり方を検証する際には、事業実績等のデータを詳細に分析する必要があるが、今回評価を行った事業をみる限り、その点が不十分である。例えば、事業の利用者数が減少している場合、単に利用者数の推移だけではなく、利用目的別内訳やリピート率などより詳細なデータを収集・分析して初めて、利用者数の減少が事業内容にあるのか、市民ニーズの変化にあるのかなどの要因分析が可能となる。逆に言えば、データの収集・分析が不十分ということは、事業の検証を行い改善につなげるPDCAサイクルの「C（チェック）」が十分に機能していないともいえる。これは、「決算を重視する」ということでもある。

(6) PDCAサイクルの視点から

民間企業では思い切ったチャレンジもするが、利益という結果が明確であるため、利益が伴わないならばすぐにやめて、次のチャレンジに資源（人と金）を再投入する。

今回の対象事業の内部評価では、「やや不適合」、「不適合」との内部評価を下した事業は一切なかった。行政においては、事業の失敗を認めたくない傾向にある。それは、単に民間企業のように成果が明らかでないという理由だけでなく、内部評価の結果が予測又は現状とずれていることが明らかになることを恐れているのではないかと危惧される。

新規事業の立ち上げ、あるいは事業継続の決定は、行政であろうが民間企業であろうが、市場調査等によってニーズをくみ上げて判断されるわけであるが、民間企業がそうであるように、行政においても当然、見込み違いは発生するものである。

予算を発表した段階で仕事が終わったように思っていないであろうか。間違った現状認識に基づいて、あるいは現状を分析せず事業を続けることは、決して市民サービスにはつながらない。PDCAサイクルにあたって、最も重要なことは「きちんと成果を検証し、廃止も含め勇気をもって改善を加える」という点である。

5 今後の事務事業評価の方向性について

「神戸市行政評価条例」では、行政評価の目的を「市民の視点に立って成果を検証し、市民への説明を行うとともに、効果的かつ効率的な市政を推進すること」と規定している。この目的に照らし、今後の事務事業評価の方向性について意見を述べる。

(1) 市民評価の検証

このたびの外部評価では、条例の趣旨に沿い、従来非公開としていた事業担当課からのヒアリングを公開で行うとともに、ヒアリング会場やWeb上で市民評価を実施するなど、「市民の視点」、「市民への説明」という目的を向上させる試みを行った。結果、傍聴者数は少数であり、Web評価の回答も限定的であったが、公開することで、職員が市民にわかりやすい説明を心がけるなどの効果も期待できる。

市民評価については、サンプルが極端に少ないと適切な分析が行えず、少数意見が大多数の意見であるかのような誤解を与える恐れもある。また、今回実施したWeb評価では、同一人が複数回回答できる、回答者の属性が偏る可能性があるなど、外部

評価の参考とする市民評価を募る手法としては課題があるのではないか。次回以降の実施方法に検討を要するとともに、市民評価を実施する場合には、さらに広報を充実し、より多くの方に参加いただけるよう努力する必要がある。

また、今回の市民評価シートでは導入しなかったが、市民評価の有効性を高めるためには、行政においては抵抗感があるかもしれないが、本来は、「職業」や「所得」などの属性データをとって関連付けて分析してこそ有効な結果として活用できると考えられる。

(2) 今後の外部評価のあり方

このたびの外部評価では、事業費で対象事業を絞る一方で、ヒアリングの時間を十分に確保し、施設については実地視察を行うなど、より実態を把握した上で丁寧に評価を行うよう心がけた。

神戸市のすべての事業について、当委員会が今回のような方法で外部評価を実施するにはかなりの労力を要し、費用対効果の面からも非効率である。そのため、一定の条件で抽出した事業を対象とすることには一定の理屈があり、外部評価がより有効に機能すると思われる。

また、外部評価委員会としてよりの確に評価を行うためには、事業内容などの事実関係を十分把握する必要があるが、今の事務事業評価シートでは記載内容が不十分である。事業内容や事業費のより詳細な財源構成などについて、必要に応じ資料を添付するなど、このシートの内容を充実させる必要がある。これは、市民がホームページ等でこのシートを見て評価できるという、市民への説明責任という観点からも重要なことである。

(3) 行政評価の基本は内部評価にあり

行政組織が時代の要請を的確につかみ、自らの事業を評価・改善するPDCAサイクルをまわすことが肝要であり、外部評価は、その内部評価のサイクルに適切に関与し、別の視点から検証・評価を行うことに意義がある。

神戸市では、行政評価条例が施行されているが、内部評価と外部評価を適切に組み合わせた事務事業評価の仕組みの構築には至っていない。今後、PDCAサイクルを効果的かつ効率的にまわしていくための仕組みの構築が求められる。

6 おわりに

最後になるが、条例の目的である「効果的かつ効率的な市政の推進」という点では、このたびの評価結果を神戸市がどのように捉え、改善に繋げていくかが重要であり、事業のあり方そのものの再検証や効率性・有効性の向上など、積極的に事務事業の再構築に取り組まれない。

神戸市は、評価結果をどのように受け止めたか、今後どのようにしていくかについて、平成25年2月頃にとりまとめて公表する予定としている。当委員会の外部評価が、神戸市としての市民への説明責任、あるいは職員の意識改革という点でも一助となり、より良い市政運営に活かされるよう期待するものである。

事業別評価結果一覧

4 : 適格 3 : やや適格 2 : やや不適格 1 : 不適格

1 改めて外部評価を実施した事業

事業名	所管局	内部評価				外部評価			
		時代適合性	補完性	効率性	有効性	時代適合性	補完性	効率性	有効性
あじさいネットの運用	企画調整局	4	3	3	3	2	2	2	2
テニスコート等運動施設の管理運営	建設局	4	4	4	3	3	3	2	2
ファッション美術館の管理運営	産業振興局	3	4	4	3	3	4	3	3
水道料金徴収業務	水道局	4	4	3	3	4	4	2	2
神戸市奨学金（高校生向け）	教育委員会事務局	4	4	4	3	2	4	2	2

2 これまで外部評価を実施していない事業

事業名	所管局	内部評価				外部評価			
		時代適合性	補完性	効率性	有効性	時代適合性	補完性	効率性	有効性
海外移住と文化の交流センターの管理運営	市長室	4	4	3	4	4	3	2	2
電子市役所の推進（職員認証基盤システム・文書管理システム・財務会計システム）	企画調整局	4	4	4	3	4	4	3	3
神戸ゆかりの美術館の管理運営	市民参画推進局	4	4	3	3	4	4	3	3
自立支援医療制度	保健福祉局	4	4	4	4	4	4	3	3
放課後子ども教室	こども家庭局	4	4	4	3	4	4	3	3
路上喫煙防止対策	環境局	4	4	4	4	4	4	3	3
公園遊具の安全安心対策	建設局	4	4	4	4	4	4	4	3
須磨海岸管理事業	みなと総局	3	3	4	4	2	2	3	3
市バス・地下鉄の IC カードシステムの推進	交通局	4	4	4	3	4	4	4	3

市民評価の回答状況

1 事業ごと

(単位：件)

事業名	所管局	市民評価の回答状況		
		ヒアリング会場	Web 評価	合計
あじさいネットの運用	企画調整局	0	2	2
テニスコート等運動施設の管理運営	建設局	0	3	3
ファッション美術館の管理運営	産業振興局	3	2	5
水道料金徴収業務	水道局	1	1	2
神戸市奨学金（高校生向け）	教育委員会事務局	4	186	190
海外移住と文化の交流センターの管理運営	市長室	3	6	9
電子市役所の推進（職員認証基盤システム・文書管理システム・財務会計システム）	企画調整局	0	3	3
神戸ゆかりの美術館の管理運営	市民参画推進局	3	1	4
自立支援医療制度	保健福祉局	1	2	3
放課後子ども教室	こども家庭局	1	5	6
路上喫煙防止対策	環境局	1	5	6
公園遊具の安全安心対策	建設局	0	2	2
須磨海岸管理事業	みなと総局	3	3	6
市バス・地下鉄 IC カードシステムの推進	交通局	0	3	3
合 計		20	224	244

2 事務事業評価全体

(単位：件)

	11	11	22
--	----	----	----

※事業ごとの回答内容は、ホームページに掲載している第2回事務事業外部評価委員会の「資料2」を参照

(参考1) 4つの視点と評価基準

1 時代適合性

- ・当該事務事業の開始時期と現在の状況、事務事業を取り巻く社会状況（対象者のニーズ、制度等基盤整備の状況等）から勘案して、現在の事務事業をそのまま継続して実施することの適合性があるか。

適格	問題なし
やや適格	事業の一部見直し、または縮小が必要
やや不適格	事業の大幅な見直し、または縮小が必要
不適格	事業を廃止、または抜本的に事業のあり方を見直すべき

2 補完性（補完性の原理）

- ・最適の質・コストの確保を前提に、「民間ができることを行政は行わない」「地域ができることは地域に委ね、行政はそれを支える」という観点から、事業そのものの社会的必要性はあるが、その事務事業を行政が自ら行う必要があるか（行政と民間・地域の役割分担）。
- ・行政が自ら行う場合、行政として果たすべき責務が明確となっているか。
- ・民間委託は、公共関与を残したまま、運営体制の効率化・事務事業の有効性向上を図るものであり、「補完性」の観点ではなく、「効率性」「有効性」の観点で評価する。

適格	問題なし
やや適格	事業の一部について、地域や民間も公としての役割分担を担うべき
やや不適格	事業の大部分について、地域や民間も公としての役割分担を担うべき
不適格	事業のすべてを地域や民間に委ねるべき

3 効率性

- ・事業執行にあたっては、地方自治法により「最少の経費で最大の効果」を挙げなければならないことと規定されている。
- ・効率性の評価にあたっては、単位あたりコストの推移を検証するほか、他都市等との同種事業や民間事業者が提供する類似事業等とのコスト比較を可能な限り行う。
- ・執行体制の見直し、民間活力の導入、業務プロセスの見直しによる生産性の向上などにより、効率性を向上させることができないか。

適格	問題なし
やや適格	さらなる効率化を図るべき
やや不適格	大幅な効率化を図るべき
不適格	すべてにわたり徹底した効率化を図るべき

4 有効性

- ・当該事務事業が、その本来の目的に合致した成果（アウトカム）をあげているか。アウトカムとは、市民の視点からみて、もたらされた効果を意味する。
- ・可能な限り数値化された指標（利用者の満足度調査の結果など）に基づいて評価する。
- ・民間活力の導入などにより、より有効性を高めることができないか。

適格	問題なし
やや適格	さらに有効性を高める具体策の実施が必要
やや不適格	有効性に問題があり、大幅に事業のあり方を見直しすべき
不適格	事業を廃止、または抜本的に事業のあり方を見直しすべき

5 備考

なお、外部評価では、すべての視点において、利用実績等のデータ収集や分析が不足し判断材料に乏しい場合には、「やや適格」以上の評価をすることができないため「やや不適格」とする。

(参考2)

神戸市行政評価条例（平成16年3月31日条例第59号）

(目的)

第1条 この条例は、施策及び事務事業に係る行政評価並びにこれに関連する事項について必要な事項を定めることにより、市民の視点に立って成果を検証し、市民への説明を行うとともに、効果的かつ効率的な市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 第4条第1項及び第2項に規定する評価をいう。
- (2) 施策 市の基本方針を実現するための個々の方策をいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するための手段として実施される個々の具体的な行政活動をいう。
- (4) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(行政評価の基本的な方針)

第3条 実施機関は、市民の行政需要及び市民生活への効果を把握するとともに、これらを基礎として、必要な観点から客観的に行政評価を実施するものとする。

- 2 実施機関は、行政評価の結果を、市の基本方針並びに施策及び事務事業の質の向上及び効率化のために活用するとともに、市の基本方針に反映させるものとする。
- 3 実施機関は、行政評価に関する情報を随時公表し、市民への説明を行い、その公正の確保及び透明性の向上を図るものとする。

(行政評価の実施)

第4条 実施機関は、時代への適合性、他の主体との補完の可能性、効率性、有効性その他必要な観点により、施策及び事務事業の評価を実施するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、大規模の建設事業のうち規則で定めるものの評価にあつては、事業の必要性、進捗の見込みその他必要な観点により実施するものとする。
- 3 施策の評価を実施するに際しては、施策の成果の把握、施策に対する市民の意識に関する情報の把握等に努めるものとする。

(外部評価委員会)

第5条 市長の附属機関として、次の各号に掲げる委員会(以下「委員会」という。)を置き、市長の諮問に応じ当該各号に定める事項を調査審議させる。

- (1) 施策外部評価委員会 前条第1項の施策の評価に関すること。
 - (2) 事務事業外部評価委員会 前条第1項の事務事業の評価に関すること。
 - (3) 建設事業外部評価委員会 前条第2項の評価に関すること。
- 2 委員会は、それぞれ委員10人以内で組織する。
 - 3 委員は、市政に関し優れた識見を有する者又は学識経験者のうちから、市長が委嘱する。
 - 4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。
 - 7 臨時委員は、第3項に規定する者のうちから、市長が委嘱する。
 - 8 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
 - 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(結果の公表等)

第6条 市長は、行政評価を実施したときは、その結果を速やかに公表するものとする。

- 2 市民は、行政評価の制度、結果その他の事項について実施機関に意見を述べることができる。
- 3 実施機関は、前項の意見を考慮して、必要と認める措置を講ずるものとする。

(市長の調整)

第7条 市長は、他の実施機関に対し、行政評価に関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

(出資法人の大規模の建設事業に係る評価)

第8条 市が基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、神戸市民の意見提出手続に関する条例(平成16年3月条例第57号)第2条第4号ウに規定する規則で定める大規模の建設事業の評価について、この条例の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に規定する措置を講ずるために必要な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は同年10月1日から、第5条の規定は規則で定める日から施行する。

(平成16年4月16日規則第5号により第5条の規定は平成16年4月19日から施行)

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

神戸市外部評価委員会に関する規則(平成16年4月16日規則第6号)

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市行政評価条例(平成16年3月条例第59号)第5条第9項の規定に基づき、施策外部評価委員会、事務事業外部評価委員会及び建設事業外部評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取に関する協力の要請)

第4条 委員会は、必要があると認められるときは、関係者の出席及び意見の聴取に関し協力を要請することができる。

(庶務)

第5条 施策外部評価委員会の庶務は企画調整局において、事務事業外部評価委員会の庶務は行財政局において、建設事業外部評価委員会の庶務は建設局において処理する。

(施行細目の委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

《事務事業評価シート》

対象事業	所管局	ページ
あじさいネットの運用	企画調整局	13
テニスコート等運動施設の管理運営	建設局	16
ファッション美術館の管理運営	産業振興局	21
水道料金徴収業務	水道局	24
神戸市奨学金（高校生向け）	教育委員会事務局	28
海外移住と文化の交流センターの管理運営	市長室	31
電子市役所の推進（職員認証基盤システム・文書管理システム・財務会計システム）	企画調整局	35
神戸ゆかりの美術館の管理運営	市民参画推進局	38
自立支援医療制度	保健福祉局	41
放課後子ども教室	こども家庭局	45
路上喫煙防止対策	環境局	48
公園遊具の安全安心対策	建設局	52
須磨海岸管理事業	みなと総局	55
市バス・地下鉄 IC カードシステムの推進	交通局	58

事務事業評価シート

事務事業名	あじさいネットの運用		
所属名	企画調整局情報化推進部	評価責任者	全体最適化推進担当課長 浜田 宏樹

《基本事項》

目的	市民の皆様に、より快適で便利にスポーツ施設や文化講座等を利用していただき、日常的にスポーツや文化活動に取り組める環境づくりを進める事を目的としています。
神戸2015ビジョンでのテーマ	テーマ5 多様な市民が活躍する
根拠法令等	—
対象者	情報閲覧：誰でも 利用申込：市内在住・在勤・在学の方のうち、あじさいネット利用者登録を済ませた会員
事業内容	市の野球場（13箇所）、球技場（6箇所）、テニスコート（15箇所）の施設情報の提供、利用申込み及び料金支払いなどを、自宅からパソコンやブッシュホンを用いて、また、市内スポーツ施設やその他の公共施設などに設置された街頭端末機（24箇所）を用いて簡単に行うことができるシステムを提供しています。 また、市の施設の文化講座の一部については、当システムにより情報提供と利用申込みができます（文化講座の申込みについては会員外でも可）。
事業開始年度	平成4年度

《事業別コスト等》

（単位：千円）

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度予算
コスト	人件費	3,667	3,667	3,667	3,667	3,667
	物件費	102,493	98,819	100,135	97,035	97,305
	減価償却費					
	公債利子					
	合計（A）	106,160	102,486	103,802	100,702	100,972
収入	国県支出金					
	使用料手数料					
	財産収入					
	其他収入	19,611	19,286	18,791	18,358	20,114
	合計	19,611	19,286	18,791	18,358	20,114
（差引）一般財源（B）		86,549	83,200	85,011	82,344	80,858
従事人員（人）		0.4	0.4	0.4	0.4	0.4

《事業実績等》

事業実績 (C)	項目 (単位) 【数値目標】				
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み
事業実績 (C)	会員登録人数 (人、各年度末時点)				
	16,592	15,766	16,180	15,730	15,730
事業実績 (C)	予約受付回数 (件)				
	不明	不明	130,140	117,396	117,396
単位あたりコスト (A/C)	会員登録人数あたりコスト (千円)				
	6.40	6.50	6.42	6.40	6.42
単位あたりコスト (A/C)	予約受付回数あたりコスト (千円)				
	—	—	0.80	0.86	0.86
市民1人あたりの市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	56.3	54.0	55.1	53.3	52.4

《課題認識 (対象事業選定理由)》

課題認識	利用登録者数に比して事業コストが高く、費用対効果等の観点から課題があるため、あり方を検討すべきではないか。
------	---

《内部評価・分析》

時代適合性 (分析)	<p>● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>利用者は複数の施設を横断的に検索、申し込み、利用することが通常であるため、施設ごとにホームページのサイトがばらばらに構築されると、利用者にとって、現状より大幅にサービスが低下する。さらに、各施設ごとにシステムを作らせたとしてもその経費は結局は市からの委託料の増加につながり、統一のシステムよりもかえって割高になる。</p> <p>そのため、市民の利便性、経費面いずれの観点からも、統一的なシステムは必要であり、近隣他都市においても自治体または外郭団体が類似のシステムを作っている。</p>
補完性 (分析)	<p>○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>市の施設の申込や料金徴収・払い戻しから施設利用全般に対する問い合わせ、苦情など(年間6,500件)を統一的な仕組み(ワンストップサービス)で対応しており、さらに情報システムの仕様、運用についてシステム構築事業者と調整する業務を行っているため、市が関与する必要がある。</p>
効率性 (分析)	<p>○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>施設ごとに対応するより統一的に事務を行う方が効率的である。</p> <p>なお、当事業の委託先は補完性の欄に記載したとおりコストのみで評価すべきでない業務を行っているため、委託先は相当期間にわたって同じ団体とする必要があるが、委託経費については引き続き削減を検討する必要がある。</p>
有効性 (分析)	<p>○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>リピート利用を前提とするスポーツ施設を会員登録により検索、予約、料金の支払い(口座振替)を一括して行える利便性の高いシステムであり、現状の方法が変更されれば、年間での複数回利用者にとっては負担が増加することが予想される。なお、チームスポーツの性格上、登録者は他の利用者の代表で申し込みをしており、会員登録人数は約16,000人であるが、実際にこの制度の恩恵を受けている人はもっと多いと思われる。</p>
今後の方向性	<p>今日の情報化時代において、当事業のワンストップサービスの機能は市民にとって当たり前前のサービスであり、時代適合性に加えて、補完性、有効性も高いと考えているが、コスト高であることは認識していることから効率面において見直し、持続可能な仕組みに移行たい。具体的には、現行システムの運用が終了する26年12月にあわせて対象事業やシステムの見直しを行いコストカットを行うが、それまでの期間についても、システム運用以外の事務を見直すことにより、可能な限りのコスト削減を行う。</p>

《外部評価・所見》

時代適合性	○ 適格	○ やや適格	● やや不適格	○ 不適格
補完性	○ 適格	○ やや適格	● やや不適格	○ 不適格
効率性	○ 適格	○ やや適格	● やや不適格	○ 不適格
有効性	○ 適格	○ やや適格	● やや不適格	○ 不適格
所見	<p>(時代適合性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム導入時に比べ、対象施設の減少により登録者数が大幅に減少しており、近年も登録者数が減少傾向にある。 ・携帯電話やパソコンが普及している中、プッシュ回線の電話機や街頭端末からの受付についてニーズが低下しているのではないか。 <p>(補完性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用申込のワンストップサービスが必要ということだけで、市が関与しなければならない理由とはならないと思われる。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位あたりコストをみた場合、抽選にもれた人も含む予約受付1件あたり860円は高すぎで、効率性の向上は急務の課題と思われる。 ・外郭団体（神戸ハーバーランド㈱）にシステム運用を委託しているが、開発費を含めて5年分割で支払う必要があるにもかかわらず、単年度契約になっていることは不透明である。 ・また、同社への特命随意契約であり、競争性が働いておらず、委託料の妥当性が検証されていない。 ・開発管理事業団からのシステム利用の負担金が、応分の負担となっているかどうかを検証すべきである。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が固定化している可能性もあり、受益者負担を考慮すると利用者登録料の見直しが必要である。 <p>(総合意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用申込のワンストップサービスが必要ということだけで、市が関与しなければならない理由とはならないと思われる。 ・導入当初比での利用者減少や予約受付回数の減少の要因や、あじさいネットからの申込がどの程度いて、あじさいネットに登録せずに施設で直接申込み人がどの程度いるのか等のデータの収集・分析が不足している。 ・また、利用者へのアンケート調査も実施されておらず、何か使い勝手が悪い点があるのか、時代の変化で状況がかわっているのかなどの情報がなく、このままでは十分な検討も行えない可能性がある。 ・システム更新に向けて、現状を十分に検証するとともに、施設の運営部局とも協議し、外郭団体に対する特命随意契約も含め、市がすべてのスポーツ施設等の利用申込を、一括して管理する方法そのもののあり方を検討する必要がある。 			

事務事業評価シート

事務事業名	テニスコート等運動施設の管理運営		
所属名	建設局公園砂防部管理課	評価責任者	課長 藤原 徹

《基本事項》

目的	市民に憩いと安らぎの場を提供することにより、市民の健康増進、余暇活用の促進及び教育文化の向上に寄与することを目的として、多様な年齢や世代の市民が日常的にスポーツに取り組める環境づくりを進めている。
神戸2015ビジョンでのテーマ	テーマ5 多様な市民が活躍する
根拠法令等	都市公園法、神戸市都市公園条例
対象者	スポーツに取り組んでいる多様な年齢や世代の市民
事業内容	<p>建設局所管のスポーツ施設（23施設：野球場10施設、テニスコート8施設、球技場5施設）を一括して公益財団法人神戸市公園緑化協会に業務委託してきたが、指定管理制度導入後（平成21年度途中）より、そのうち4施設で指定管理を試行的に導入している。</p> <p>1. 業務委託部分 (1) 利用調整業務、使用料徴収業務 予約システムであるあじさいネット抽選後の空きの受付、使用料を徴収する。また、事前予約の場合で、使用料の未収の場合は、当日に徴収する。 (2) 維持管理業務 一部の施設に整備業務を行う職員を常駐させるのではなく、ローテーション化を図るとともにグラウンド整備道具を各施設に置くのではなく拠点施設へ配備した上で、必要時に利用することで、良好な管理レベルの平均化を図っている。</p> <p>2. 指定管理業務部分 住吉・大和と大原山・掖谷のテニスコートにおける総合的なマネージメント、使用料の徴収を行っていただくとともに、施設及び設備の日常的な保守点検を担ってもらう。</p>
事業開始年度	昭和38年度

《事業別コスト等》

（単位：千円）

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度予算
コスト	人件費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	物件費	97,562	97,086	101,057	100,528	101,187
	減価償却費					
	公債利子					
	合計 (A)	100,562	100,086	104,057	103,528	104,187
収入	国県支出金					
	使用料手数料	96,477	88,775	90,662	84,008	89,197
	財産収入					
	其他収入					
	合計	96,477	88,775	90,662	84,008	89,197
(差引) 一般財源 (B)		4,085	11,311	13,395	19,520	14,990
従事人員 (人)		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

《事業実績等》

事業実績 (C)	項目 (単位) 【数値目標】				
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み
野球場、テニスコート、球技場の年間利用件数 (2時間利用を1件とする)	37,824	35,893	39,317	38,276	—
	2.66	2.79	2.65	2.70	—
単位あたりコスト (A/C)	野球場、テニスコート、球技場の利用1件あたりコスト (千円)				
市民1人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	2.7	7.3	8.7	12.6	9.7

《課題認識 (対象事業選定理由)》

課題認識	一部テニスコートに指定管理制度が導入されている。導入効果を検証のうえ、他の野球場・テニスコート等の管理運営のあり方を検討すべきではないか。
------	---

《内部評価・分析》

時代適合性	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
(分析)	全国的に昨今、自由時間の増大、体力・健康づくりへの関心の高まりなどを背景にスポーツ需要が増大しており、誰もがいつでもどこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するための環境づくりが求められている。本市においても2015ビジョンで規定されているとおり、年齢や障害の有無等に関わらず、すべての市民がいつでも誰でもスポーツに親しめるまちづくりをすすめるため、市民が身近にスポーツに親しむ機会や場の提供も求められており、以前に比べてより一層大きな役割を求められている。
補完性	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
(分析)	気軽に市民が低料金で身近にスポーツを楽しみたいというニーズは、休日の利用率が約8割と高いことから大きいものと考えている。ただ、一方では、一部のスクール事業を中心とした民間のテニスコートはあるものの、市民が一般的に気軽に利用できる使用料金を設定している民間施設はほとんどないことから、現状においては、行政が中心となって整備・運営していく必要がある。
効率性	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
(分析)	神戸市公園緑化協会は、市内に点在している複数の運動施設を効率的に管理するにあたって利用状況に応じた弾力的なローテーションで最小限の職員配置を行うとともに、シルバー人材センターを活用するなど多様な雇用形態の工夫により人件費を抑制している。さらに、公益財団法人の立場で、「収益事業での収益を公益事業に投入すること」を組織の方針としており、本事業においても実際の運営の中で発生する費用を3年間で年平均約350万円程度を投入している。なお、試行的に平成21年度より指定管理制度を取り入れた一部のテニスコートについては、結果として一般財源ベースで市負担は増加している。

<p>有効性</p> <p>(分析)</p>	<p>○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>屋外スポーツ施設は、天候による影響を受けやすいが、その影響を最小限度に抑え、各施設を低コストで均一的なレベルでの運営することが求められる。休日の利用率が約8割程度であることから現状で多くの施設において平均的な水準で公平なサービス提供が行えており、利用者にとっても一定程度の満足をしていただいていると考えている。また、インラインスケートフェスタなどの自主事業や各施設へのAEDの設置といった取り組みを委託業務以外で独自に行っている。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>現在、野球場やテニスコート、球技場を管理運営している神戸市公園緑化協会は、市内各所に点在するこれら運動施設を、利用状況に応じた人員配置や雇用形態の工夫により人件費を抑制することで民間並みのコストで取り組んでいる。また公益財団法人の立場から、協会の収益を管理運営費の一部に当てるなどのほか、委託内容以外の公益的事業も自主的に展開している。これらのことや長年にわたる市の運動施設運営の経験を活かすことができる協会が引き続き管理運営を行うことにより、規模のメリットや事業の継続性の面からも安定的で効率的な運営が行えるものとする。したがって、効率性、有効性の両方で現在の協会による運営はベターだと考える。さらに、より有効な施設運営が出来るよう協会と協議し、工夫していきたい。</p> <p>一方で、現在試行的に実施しているテニスコートの指定管理については、現在のところ、一般財源が増えていることもあり、同施設での指定管理導入の効果については、来年度からの2期目の運営状況も見ながら慎重に判断していきたい。</p>

建設局所管のスポーツ施設一覧

平成24年9月現在

	施設名	面数	行政区	住所
野球場 10施設	瀬戸公園野球場	1	東灘区	神戸市東灘区魚崎南町1-2-1
	魚崎浜公園野球場	1	東灘区	神戸市東灘区魚崎浜27-41
	大倉山公園野球場	1	中央区	神戸市中央区楠町7
	遠矢浜公園野球場	1	兵庫区	神戸市兵庫区遠矢浜町25-1
	名谷公園野球場	1	須磨区	神戸市須磨区西落合7-6
	本多聞南公園野球場	1	垂水区	神戸市垂水区本多聞7-3
	高塚公園野球場	1	西区	神戸市西区高塚台5
	糀台公園野球場	1	西区	神戸市西区糀台3
	桜ヶ丘中央公園野球場	1	西区	神戸市西区桜ヶ丘東町3
	住吉浜公園少年野球場	1	東灘区	神戸市東灘区住吉浜町17-1
テニスコート 8施設	瀬戸公園テニスコート	3	東灘区	神戸市東灘区魚崎南町1-2-1
	大和公園テニスコート	4	灘区	神戸市灘区中郷町5-1-1
	住吉公園テニスコート	4	灘区	神戸市東灘区住吉宮町3-4
	大原山公園テニスコート	11	北区	神戸市北区大原2-3-1
	掖谷公園テニスコート	8	北区	神戸市北区鹿の子台南町5-2
	海浜公園テニスコート	5	須磨区	神戸市須磨区若宮町1-3-3
	本多聞南公園テニスコート	3	垂水区	神戸市垂水区本多聞7-3
	垂水健康公園テニスコート	2	垂水区	神戸市垂水区名谷町字丸尾
球技場 5施設	瀬戸公園球技場	1	東灘区	神戸市東灘区魚崎南町1-2-1
	磯上公園球技場	1	中央区	神戸市中央区八幡通2
	小野浜公園球技場	1	中央区	神戸市中央区浜辺通1-7-3
	海浜公園球技場	1	須磨区	神戸市須磨区若宮町1-3-3
	垂水健康公園球技場	4	垂水区	神戸市垂水区名谷町字丸尾

試行的に指定管理を導入した施設

球技場1、フットサルコート2、インラインスケート場1

《外部評価・所見》

時代適合性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
補完性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
効率性	○ 適格	○ やや適格	● やや不適格	○ 不適格
有効性	○ 適格	○ やや適格	● やや不適格	○ 不適格
所見	<p>(時代適合性・補完性・有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が「市民が日常的にスポーツに取り組める環境づくり」を進めるにあたって、公共の運動施設がどのように寄与したかも調査できれば、公共の運動施設の必要性、あるいはその有効性の判断材料の一つとなる。 ・民間活力の導入が進む中、市直営で民間のノウハウ・工夫の活用が非常に限定されている。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外郭団体（公園緑化協会）に対する委託料の妥当性について、十分な分析を行うべきである。 ・テニスコートの指定管理者の平成21年度公募では、1者入札となっており、応募が少なかった原因の分析が必要である。 ・物件費は増加傾向にある一方で、利用件数があまり伸びない状況にあり、さらなる利用率向上策を検討すべきである。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効性を測るためには、平日と休日の混雑率やあじさいネットでの抽選倍率など利用者満足に係る定量的把握も必要である。 ・指定管理者制度の導入が、利用率の向上にどう寄与したかということも、しっかり分析していただきたい。 ・指定管理者制度を導入した施設では利用者アンケートが実施されているが、それ以外の施設では実施されていない。有効性の評価にあたって、利用者アンケートは有用であり実施すべきである。 <p>(総合意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外郭団体に随意で委託するとともに、指定管理者制度の導入も限定的であり、サービスの提供方法に課題がある。 ・指定管理者制度に移行しコストが下がり、満足度が向上する施設が多い中、指定管理者制度に移行しても、コストも満足度も余り大きな変化が見られない。指定管理者制度が本当に望ましくないか、原因分析とさらなる検討が必要である。 ・大原山、掖谷のテニスコートは、市が政策的な意図で料金を下げており、要因が複雑過ぎて、収支の悪化をもって、必ずしも指定管理者制度への移行が有効でなかったということにはならない。2施設の利用率や利用件数は上がっており、そういう意味では、改善したとも言えるので、細かく分析していただきたい。 ・なお、公園緑化協会の特殊性として公益財団法人であるというメリットもあり、収益事業から利益を回しているという部分についてもその額を把握した上で、委託料の妥当性を検証されたい。 ・経費の約9割を施設の利用料で賄っており、一定の効率性は確保されているが、さらに利用率をあげる方策を検討すべきである。 ・総合的に見ると、指定管理者制度は当然導入すべきであって、導入の効果をきちんと把握した上で進めていただく必要がある。 			

事務事業評価シート

事務事業名	ファッション美術館の管理運営				
所属名	産業振興局ファッション産業課	評価責任者	課長 加島洋子		

《基本事項》

目的	ファッションを衣食住遊の生活産業全般と広く捉え、人材育成、情報発信、集客等の機能を備えたファッションに係る振興の拠点を設置することにより、産業及び文化の振興を図る。
神戸2015ビジョンでのテーマ	テーマ4 産業を活性化する
根拠法令等	神戸ファッション美術館条例
対象者	産業界、学生、市民
事業内容	<p>平成15年度に設置した、「神戸ファッション美術館再構築検討委員会」の提言を踏まえ、ファッションに関する人材育成や情報発信に重点を置いた効率的な事業運営に努めている。具体的には、18年度から指定管理者制度を導入し、業務の効率化を図るとともに、貸館業務を行っていた多目的室を「神戸ゆかりの美術館」として活用している。</p> <p>展示については、服飾だけでなく、写真やテキスタイルなど幅広い分野で題材を取り入れ、神戸がファッションと捉えている衣食住遊の幅広い業界で人材育成事業を展開している。</p> <p>その他、ファッション関連情報を発信するとともに、ライブラリーや資料室、ホール等の管理運営を行っている。</p>
事業開始年度	平成9年度

《事業別コスト等》

(単位：千円)

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度予算
コスト	人件費	6,000	7,200	6,000	6,000	6,000
	物件費	330,419	318,582	302,448	297,715	301,726
	減価償却費	221,219	221,219	221,219	221,219	221,219
	公債利子	38,952	41,542	37,780	37,536	40,760
	合計(A)	596,590	588,543	567,447	562,470	569,705
収入	国県支出金					
	使用料手数料	16,999	18,477	14,382	20,239	17,446
	財産収入	10,028	10,028	9,025	9,025	9,025
	其他収入	21,744	17,637	16,011	16,303	19,911
	合計	48,771	46,142	39,418	45,567	46,382
(差引) 一般財源(B)		547,819	542,401	528,029	516,903	523,323
従事人員(人)		0.6	0.7	0.6	0.6	0.6

《事業実績等》

事業実績 (C)	項目 (単位) 【数値目標】				
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み
入館者数 (人) 【H20 : 184,700人 H23 : 209,920人	H21 : 191,500人	H22 : 205,300人	H24 : 214,740人		
	184,935	208,620	189,392	188,402	214,740
単位あたりコスト (A/C)	入館者1人あたりコスト (千円)				
	3.23	2.82	3.00	2.99	2.65
市民1人あたりの市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	357	352	342	335	339

《課題認識 (対象事業選定理由)》

課題認識	<p>利用者数が横ばいで、費用対効果等の観点から課題があるため、あり方を検討すべきではないか。【平成23年度利用者数：189千人】</p> <p>情報発信力の強化や観光施策との連携などにより、施設の認知度の向上に努め、市民、ファッション関連産業従事者など、より多くの方々に利用いただくことが必要である。また、平成9年の開設以来、平成15年、18年と見直しを行いながら事業を進めてきたが、現在の社会状況から、今後も広く市民のニーズに応じていく施設として再度の見直しを行うことも必要。</p>
------	--

《内部評価・分析》

時代適合性 (分析)	<p>○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>ファッション産業活性化のために、人材育成や産業支援といった機能を有する施設として設置されているが、今後の神戸経済活性化のための拠点施設としても活用していく必要がある。</p>
補完性 (分析)	<p>● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>ライブラリーでは地元のファッション関連産業従事者が貴重な蔵書を活用するなど、収益性は見込みにくいですがファッション産業の底上げとなる事業を行っている。また、運営方法としては、平成18年度より指定管理者制度を導入している。</p>
効率性 (分析)	<p>● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>平成18年度から指定管理者制度を導入するとともに、施設管理費の削減を図っている。</p>
有効性 (分析)	<p>○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>ファッション関連産業従事者の活用状況、ホールの利用状況、利用者への満足度調査に基づく展示等への評価などから、産業支援、人材育成機能を果たしている。指定管理者候補者選定委員会より、利用者の満足度のさらなる向上を指摘されており、今後はより一層の利用者満足度の向上に取り組んでいく必要がある。</p>
今後の方向性	<p>公的施設として効率的運営を図りつつ、より多くの方に利用頂けるよう、市民ニーズに対応した親しみやすい企画・展示に努める。また、学館連携や学芸員の活用等により、専門性の高い分野をさらに充実させ、人材育成に努める一方、戦略的な広報活動により、ファッションに関心の高い層において口コミ効果を引き出すなど、利用者数の増加に注力していく。</p>

《外部評価・所見》

時代適合性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
補完性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
効率性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
有効性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
所見	<p>(時代適合性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の神戸経済の活性化のための拠点施設として活用していくということで、どのような方向性で市がどの程度関与していくかという部分も時代適合性に関係してくる。 <p>(補完性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の面や企業との連携の部分については、行政が運営する以上、公的機関として、公平性に配慮して関与する必要がある。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入により経費削減されているものの、入館者数は目標数値を1割程度下回っている状況が続いており、指定管理者の公募にあたっては募集が国内に限定されている。 ・単位あたりコストに変化がないので、効率性を適格とする内部評価には疑問を感じる。 ・効率性は、固定費とオペレーティングコストを分けて分析する必要がある。ただし、施設の規模が大きく、固定費や光熱水費など維持管理コストが非常に高いため、人件費や物件費の削減だけでは十分とはいえない。料金の取れる形で集客しないと効率化が図れない。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工島にあるため、知らない人にこの施設のイメージをどうやって発信していくかが課題である。ホームページは広く伝える有効な情報手段であるが、現在のホームページでは、施設のイメージが伝わっていないと思われる。もっと活用して発信すべきである。 ・目的が産業振興なので、産業連関分析による事業効果の測定も可能ではないか。そうすれば、定性的でなく定量的に効果を具体的に示すことができる。 ・市の戦略として人材育成をするならば、連携している大学や専門学校と協定を締結するなど役割分担を明確にし、それぞれの役割に基づき、より積極的に人材育成を行っていく必要がある。 ・これだけいい素材があるのに、現状では、「美術館」としての魅力は低いと思われる。展示内容をもっと工夫することができないか。 ・満足度調査を今後の広報戦略等に有効に活用するためには、年齢、学歴、所得のほか、経験（美術館の訪問頻度や海外の美術館の訪問歴）などの属性をとって、属性別に分析をする必要がある。 <p>(総合意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単なる美術館としての機能のみではなく、ファッション産業活性化のための起爆剤になるような運営が必要である。 ・そのためにも、美術館に所属するパテントの有効活用を考えるべきである。 ・ライブラリーも相当高額の本があり、利用者も特定化できるので、料金徴収もしかるべきで、徴収しないなら寄附募集など収益を上げる方策を検討すべきである。 ・多くの貴重な資料、誇れる素材を所蔵しているので、コンセプトを明確にして、もっと有効活用する必要がある。 ・他の有名な海外美術館等との連携や、有名人の館長を呼ぶことなどにより、ステータスや認知度をあげるなど、情報発信力を更に強化することが望まれる。 ・海外で活躍している日本人やエージェントの応募も期待できるので、所蔵品すべてを公開し、指定管理者を世界的に公募することも検討していただきたい。 			

事務事業評価シート

事務事業名	水道料金徴収業務			
所 属 名	水道局事業部業務課 水道局経営企画部庶務課	評価責任者	課長 安東孝明 課長 山本智康	

《基本事項》

目 的	水道料金の督促納期限を超過してもなお未納となっている者に対して、未納料金の督促・徴収を行い、水道料金の債権管理を強化するとともに、お客さま間の公平性を確保する。
神戸2015ビジョンでのテーマ	テーマ8 持続可能なまちをつくる
根拠法令等	水道法、神戸市水道条例、神戸市水道局徴収事務委託規程
対 象 者	水道料金の督促納期限を超過してもなお未納となっている者
事業内容	水道料金の収納については、口座振替・納付書払い・クレジットカード継続払いによりお支払いいただいている。当初納期で未納となった者に対しては、督促納付書を送付している。それでもなお未納になっている者の督促・徴収業務を、（財）神戸市水道サービス公社に委託している。 （財）神戸市水道サービス公社において、未納者宅を停水までに最低5～6回、直接訪問し、未納料金の督促・徴収を行う。 また、未納者が不在の場合等において、1期分未納者に対しては「水道料金等最終督促書」、2期分以上未納者に対しては「停水予告書」を投函する。
事業開始年度	平成2年度

《事業別コスト等》

（単位：千円、税込）

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度予算
コスト	人件費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	物件費	370,678	393,851	404,083	407,868	385,967
	減価償却費					
	公債利子					
	合計（A）	371,678	394,851	405,083	408,868	386,967
収入	国県支出金					
	使用料手数料					
	財産収入					
	其他収入	371,678	394,851	405,083	408,868	386,967
	合計	371,678	394,851	405,083	408,868	386,967
（差引）一般財源（B）		0	0	0	0	0
従事人員（人）		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

《事業実績等》

事業実績 (C)	項目 (単位) 【数値目標】				
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み
未納件数 (件)					
	189,042	146,695	191,723	181,139	178,380
単位あたりコスト (A/C)	未納1件あたりのコスト (千円)				
	1.97	2.69	2.11	2.26	2.17
市民1人あたりの市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	0	0	0	0	0

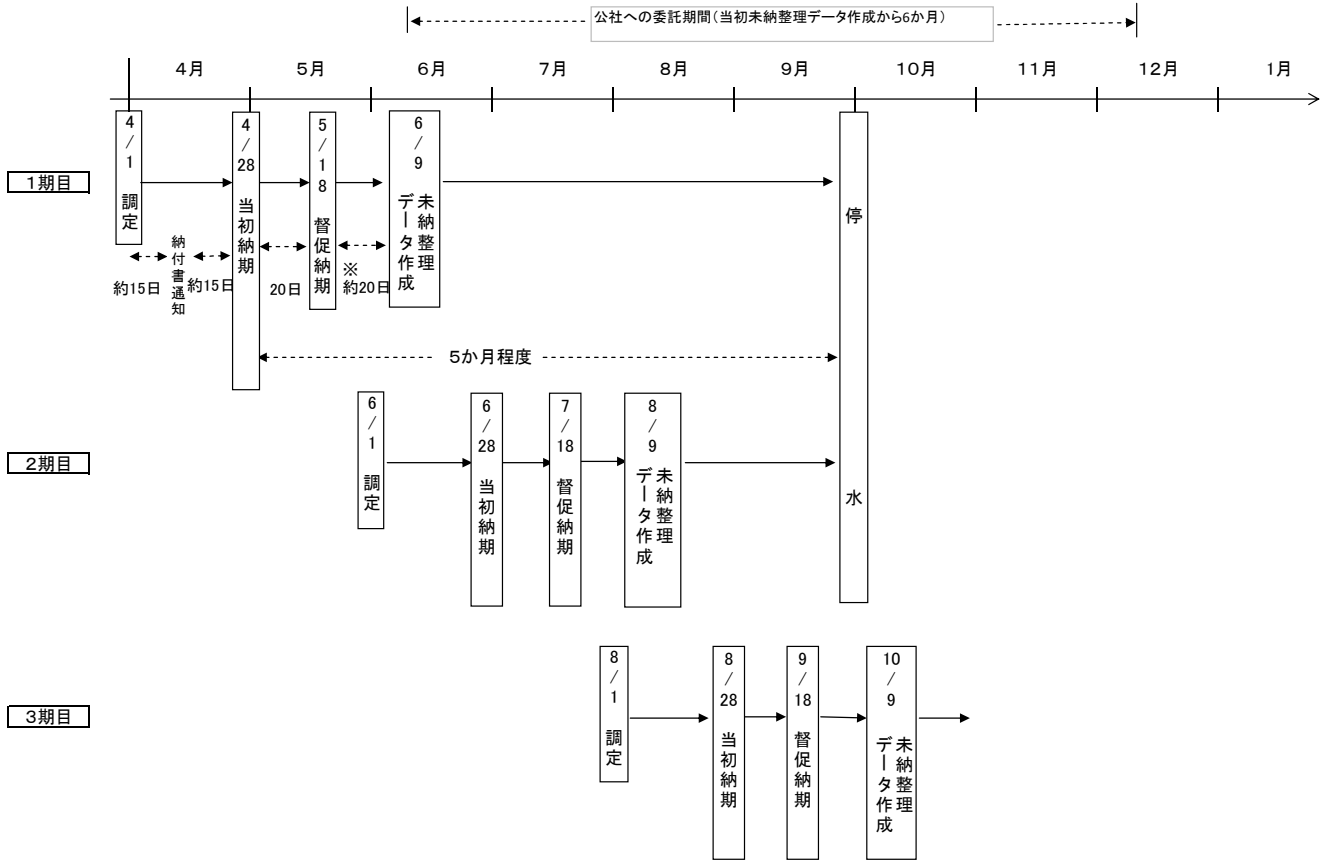
《課題認識 (対象事業選定理由)》

課題認識	民間事業者へ委託している都市もあり、業務のあり方を検討すべきではないか。
------	--------------------------------------

《内部評価・分析》

時代適合性 (分析)	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格 公共料金であり、お客さま間の公平性確保の観点から必要な事業である。
補完性 (分析)	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格 水道料金の徴収事務であることから、神戸市水道局が責任を持って行う必要がある。
効率性 (分析)	○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格 民間委託している都市もあり、その運用状況も検証しながら、より効率的な料金徴収体制について検討していきたい。
有効性 (分析)	○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格 数値目標の導入も検討していきたい。
今後の方向性	公金を扱う点で厳格な運用が必要であるとともに、プライバシーにも配慮すべき業務であるが、民間委託している都市もあり、その運用状況も検証しながら、より効率的な料金徴収体制について検討していきたい。

水道料金の収納の流れ



※ 督促納期の翌日から起算して15営業日後において未納となっているものについて、未納整理データを作成する。

他都市 未納・滞納業務委託状況

(23年度実績調査)

都市名	委託先	委託件数	委託料	委託期間			
				1月間	2月間	6月間	停水まで
神戸市	神戸市水道サービス公社	175,178件	407,868千円				
名古屋市	—	—	—				
札幌市	札幌市水道サービス協会	121,965件	104,154千円				
京都市	京都市上下水道サービス協会	132,479件	63,666千円				
東京都	第一環境・ジェネッツ・宅配	33,277,269件	705,610千円				
川崎市	宅配・第一環境	274,217件	288,262千円				
広島市	私人	143,028件	52,402千円				
仙台市	第一環境・宅配	86,412件	82,000千円				
さいたま市	ジェネッツ・第一環境	138,275件	196,575千円				
横浜市	宅配他6社(18区中14区)	538,079件	384,109千円				
福岡市	福岡市水道サービス公社 ジェネッツ・第一環境	—	他業務と総価契約				
大阪市	ジェネッツ・タカダ(24年度～)	163,820件	798,467千円				

【凡例】 直営 外郭団体 民間

《外部評価・所見》

時代適合性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
補完性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
効率性	○ 適格	○ やや適格	● やや不適格	○ 不適格
有効性	○ 適格	○ やや適格	● やや不適格	○ 不適格
所見	<p>(補完性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託は「効率性」「有効性」の観点で評価するという評価基準に照らし、補完性は適格と評価するが、「総合意見」で述べるとおり、純粋な民間事業者への委託を検討する必要がある。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率化を図る余地がない程度に効率化されているかどうかであるが、現在の水道サービス公社への契約という形態においても、委託費の年度別の変動要因が十分に把握できていないため、委託費の内容を十分に検証する必要がある。 ・もともと収納率が高いため、さらに高めるためには一定のコストを要する。料金が未納となっている理由を検証し、それぞれの理由ごとに効率的な回収手法を検討して、限界コストを引き下げる方策も検討すべきである。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効性を高めるためには、これまで、水道サービス公社が収納率の向上のために何をやってきたのか、何が効果的だったのか、どのようにやり方を変えてみたのかなどを把握することが必要である。 ・収納率、訪問回数、口座振替やクレジット払いへの切替率、不納欠損額等の数字を把握・分析し、さらに有効性を検証すべきである。 <p>(総合意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金未納者のプライバシーの確保など、民間が行うことによるハードルが高くなかったとの説明であり、民間委託することで、コスト低減を図っている自治体も多くあることから、純粋な民間事業者への競争入札による委託をスピード感を持って検討すべきである。 ・また、納付書による場合での未納件数の率が高いため、毎月の口座振替やクレジット払いの方法をさらに徹底すべきである。 ・現時点で水道サービス公社に委託している未納者の未納額に係る収納率は 93% である。さらに収納率を上げるための限界コストも勘案した上で、目標数値を設定し、PDCA サイクルの構築を通じて、有効性を向上させていく必要がある。 			

事務事業評価シート

事務事業名	神戸市奨学金（高校生向け）			
所 属 名	教育委員会事務局総務部教育企画課	評価責任者	課長 後藤 徹也	

《基本事項》

目 的	経済的な理由によって高等学校等への就学が困難な生徒に対して奨学金を給与し、教育の機会均等に役立てる。
神戸2015ビジョンでのテーマ	テーマ6 次世代市民を育む
根拠法令等	神戸市奨学金条例、同施行規則
対 象 者	高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校に在学する市内居住者
事業内容	公立月額7,000円、私立月額14,000円を給付する。 採用基準は市民税非課税世帯（所得割、均等割とも非課税）、児童養護施設入所者。
事業開始年度	昭和39年度

《事業別コスト等》

（単位：千円）

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度予算
コスト	人件費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	扶助費	473,473	440,622	406,142	362,355	390,170
	減価償却費					
	公債利子					
	合計（A）	483,473	450,622	416,142	372,355	400,170
収入	国県支出金					
	使用料手数料					
	財産収入					
	其他収入	584	1,024	660	226	660
	合計	584	1,024	660	226	660
（差引）一般財源（B）		482,889	449,598	415,482	372,129	399,510
従事人員（人）		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

《事業実績等》

事業実績 (C)	項目 (単位) 【数値目標】				
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み
支給人数 (人)					
	4,323	4,039	3,706	3,423	3,411
単位あたりコスト (A/C)	支給人数あたりコスト (千円)				
	111.84	111.57	112.29	108.78	117.32
市民1人あたりの市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	314	292	269	241	259

《課題認識 (対象事業選定理由)》

課題認識	他都市の制度を踏まえ、貸与制への移行や給付水準を見直し、成績要件の追加も含め、あり方を検討すべきではないか。
------	--

《内部評価・分析》

時代適合性	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
(分析)	景気回復の兆しが見えない中、給付制の奨学金は対象世帯のニーズに適合している。
補完性	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
(分析)	高校への進学率が約98%となっている中、公的奨学金の存在意義は大きい。また、貸付奨学金は県が所管しており、県との役割分担を図っている。
効率性	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
(分析)	募集や給付業務は学校を通じて行っており、効率性の向上に努めている。
有効性	○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
(分析)	全てが本来の目的 (学資) のために使用されているのか把握をすることが困難なため。
今後の方向性	国における給付型奨学金の創設がなかなか実現していない中、神戸市奨学金は低所得世帯にとって必須の就学支援施策となっており、今後も他制度との役割分担を図りつつ、高校生の就学を支えていきたい。

《外部評価・所見》

時代適合性	○ 適格	○ やや適格	● やや不適格	○ 不適格
補完性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
効率性	○ 適格	○ やや適格	● やや不適格	○ 不適格
有効性	○ 適格	○ やや適格	● やや不適格	○ 不適格
所見	<p>(時代適合性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経済的理由による修学困難者に対する教育の機会均等に役立てる」という条例の目的と、扶助費的性格をもつ給付制で運用されている現在の事業内容とが乖離している感がある。 <p>(補完性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部評価の補完性の理由も、なぜ高校進学率 98%だと公的奨学金の存在意義が大きいのか十分な説明が必要である。 <p>(効率性・有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付水準が一定であるため、単位あたりコストはほとんど変化がなく、この指標をもって効率性が適格かは疑問である。また、学校を通じて行っているから効率的であるとは一概に言えない。 ・貸与にし、長く資金を還流させることで、奨学金を受けられる対象者を拡大でき、厳しい財政状況の中でも、制度維持につながると思われる。また、厳密な給付認定作業も緩和できる。 <p>(総合意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の目的と事業内容が乖離している感があり、奨学金本来の意味や受益形態等から考えた場合には、給付制を見直し、貸与制が望ましいと思われる。真に就学を希望する生徒で、なおかつ、他の奨学金ではカバーできない範囲を補完する制度に再構築することが必要ではないか。 ・一方で、市として給付制を維持する場合には、給付制にしなければならない理由を明確にする必要がある。 ・給付制の場合、扶助費的性格を持つため、義務教育における就学援助制度や保健福祉局等が実施している他の福祉施策との整合性を検証するとともに、本来必要な人に事業が振り向けられているのかも検証する必要がある。 ・また、奨学金が実際どのように使われたのか、奨学生の進路がどうなっているのか、進学しているのか、就職しているのかという調査を行って目的を達成できているか成果を検証すべきである。 ・その上で、条例・規則で定める支給要件や給付水準の見直し、学業成績の要件等を検討していただきたい。 			

事務事業評価シート

事務事業名	海外移住と文化の交流センターの管理運営		
所属名	市長室国際交流推進部	評価責任者	国際交流担当課長 三木 由美子

《基本事項》

目的	国内に唯一現存する移住関係施設として、海外移住の歴史及び意義を継承し、地域に在住する外国人等との交流並びに国際的な芸術の交流を通じて、多様な文化が共生するまちづくりに資する。
神戸2015ビジョンでのテーマ	テーマ5 多様な市民が活躍する
根拠法令等	神戸市立海外移住と文化の交流センター条例 神戸市立海外移住と文化の交流センター条例施行規則
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・一般市民、次代を担う子どもたち ・学生、研究者 ・南米系日系人を中心とした在住外国人とその支援者、海外の日系人 ・国内外のアーティスト ・観光客、各種教室・イベント参加者 ・貸館利用者 等
事業内容	<p>(1) 移住ミュージアム機能（希望と未知への船出の広場） 神戸に関連する海外移住に係る資料の展示、収集及び関連情報の発信に関すること。</p> <p>(2) 在住外国人支援機能（多文化との共生の広場） 南米系日系人を中心とした地域に在住する外国人等の支援、相互理解及び共生の促進に関すること。</p> <p>(3) 国際芸術交流機能（芸術を生かした創生の広場） 地域の諸資源を活用した国際的な芸術の交流に係る活動の展開に関すること。</p> <p>(4) その他多文化共生のまちづくりに資する事業</p>
事業開始年度	平成21年度

《事業別コスト等》

（単位：千円）

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度予算
コスト	人件費		5,000	5,000	5,000	5,000
	物件費		37,846	46,760	47,092	49,159
	減価償却費		21,490	21,490	21,490	21,490
	公債利子		2,346	4,518	4,625	4,625
	合計（A）		66,682	77,768	78,207	80,274
収入	国県支出金		0	0	0	0
	使用料手数料		1,818	2,976	2,883	2,743
	財産収入		0	0	0	0
	其他収入		0	0	0	0
	合計		1,818	2,976	2,883	2,743
（差引）一般財源（B）			64,864	74,792	75,324	77,531
従事人員（人）			0.5	0.5	0.5	0.5

《事業実績等》

	項目(単位)【数値目標】				
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み
事業実績(C)	全館入館者数(人) 【21年度:13,000人、22年度:23,000人、23年度:33,000人、24年度:51,000人】				
	-	26,773	48,184	47,694	51,000
	貸館稼働率(%) ※コマ数方式				
	-	53.0	52.4	47.6	48.6
単位あたりコスト(A/C)	全館入館者1人あたりコスト(千円)				
	-	2.491	1.614	1.640	1.574
	稼働率1%あたりコスト(千円)				
	-	12.582	14.841	16.430	16.517
市民1人あたりの市税等の充当額(B/人口*1,000)(単位:円)	-	42.086	48.434	48.769	50.216

《課題認識(対象事業選定理由)》

課題認識	(平成21年度新規事業)
------	--------------

《内部評価・分析》

時代適合性	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
(分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設は、昭和3年に国立神戸移民収容所として開設され、昭和47年の閉鎖後、さまざまな用途で活用される中、国内で唯一現存する移住関連施設としての歴史的価値を知る海外の日系人団体や地元からの保存を求める声が上がった。 ・平成20年がブラジル移民100周年の節目であったことも、日本からの移住の拠点となった本施設の歴史的価値・海外移住の歴史と意義の継承の重要性を一般に再認識させる契機となった。 ・こうした声に応え、平成19年に神戸市が設置した「旧神戸移住センター再整備基本計画検討委員会」において策定された再整備基本計画に基づく再整備を経て、本施設は平成21年6月に開館した。 ・日本人の海外移住の記憶を留める本施設を保存し、海外移住者の果たした役割や多文化共生の思想を広く発信していくことは、国際都市神戸の歴史的使命である。
補完性	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
(分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設を保存し、また、移住の歴史・意義の発信、在住外国人支援事業、国際芸術交流事業を行う本事業は、その性質上収益を追求する事業とはなり得ない。 ・加えて、一部収益のある付帯事業(駐車場運営・貸館事業等)はあるものの、付帯事業だけで施設全体の運営を賄うほどの収益を期待できるものではない。 ・施設の運営に当たっては、施設の意義を理解し、継承しながら活用を図る意思を持った公的部門の継続的な関与が必要である。

<p>効率性</p> <p>(分析)</p>	<p>○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>・ 指定管理者制度を導入し、公募により民間事業者を選定することで、民間ノウハウの活用による施設の魅力向上とともに、経費の節減を図っている。 ・ 毎年度施設の運営状況について、外部委員の評価を受けることで、絶えず運営改善を図り効率性の向上に努めている。 ・ 施設の更なるPRを図り、収益事業である貸館事業等の稼働率を高めていく必要がある。</p>
<p>有効性</p> <p>(分析)</p>	<p>● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>・ 指定管理者制度を導入し、民間ノウハウを活用することで、事業内容に掲げる各機能の充実を図り、入館者数は当初目標を上回る実績を上げている。 ・ 施設の魅力向上とともに、広報を強化し、集客力の向上に努めることにより、旅行ガイドや教科書でも紹介されるなど、メディアで取り上げられる機会も増えている。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>多様な来館者からのアンケートやコミュニケーションを参考にしながら、更なる施設の魅力向上とともに、効率性を高め、地域の文化発信拠点としての地位を確立する。</p>

《外部評価・所見》

時代適合性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
補完性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
効率性	○ 適格	○ やや適格	● やや不適格	○ 不適格
有効性	○ 適格	○ やや適格	● やや不適格	○ 不適格
所見	<p>(補完性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3つの機能ごとの入館者の状況やその推移を詳細に検討し、歴史的資料の保存機能と、それ以外の2つの機能のウエイトのあり方を検討する必要がある、そのウエイトによっては、補完性のあり方が変わってくる。 歴史の保存は公的な部分が非常に高いが、外国人の交流や語学研修、芸術の発信については、民間にその機能を求めることもできるため、歴史の保存ほど公的な側面は大きくない。 <p>(効率性・有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3つの機能からなっているので、一体として評価するのか、それぞれの機能ごとに評価するのか検討する必要がある。 ・ 入場者の数値目標について、新規施設であり当初の予測が困難な面はあったと思われるが、横浜市の類似施設「海外移住資料館」の実績を参考にその2倍の数値に決定されている。このため、この数値目標を基にした効率性と有効性の判断は難しく、目標値を超えたからといって、必ずしも有効性があつたとは判断できない。 ・ 来館者のアンケート調査を実施している点は評価できるが、サンプル数が少なすぎることで、ゾーン別の対象者を絞り込んで、その対象者がそれぞれの機能にどれだけ満足しているか等のデータがないため、本来の目的がどれだけ達成できているかという有効性の分析に使えない。 ・ 指定管理者（共同事業体）の構成員が3つの機能をそれぞれ分担しているが、十分に連携し目的に沿った効果的な運営がされているか、注視する必要がある。 <p>(総合意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入館者数は少しずつ増え、目標は達成しているものの、「入場料を無料にして、できるだけ多くの方にきていただく」というコンセプトから見ると、年間5万人でも、1日あたり200人程度であり、さらに高い目標を掲げるべきである。 ・ 施設の意義が大きい割に、施設の存在自体が一般市民に広く知られておらず、利用者が限られているのではないかと推測される。もっとPRして、たくさんの方に来ていただく努力が必要である。 ・ 今後、アンケート調査のサンプル数を増やし、より積極的に意見を募る方策が必要であると同時に、アンケートの中でも「非常にいい施設なのでまた来たい」といっている人もおり、そういった方がどういう属性の人なのかをクロス集計して分析するなど、アンケート結果の活用方策についても検討を要する。 ・ 来館者は個人的に受益を受けるので、補完性が低いと思われる歴史の保存以外の部分については、料金の徴収や有料の展覧会の実施など、さらなる収入確保策を検討してもよいのではないかと推測される。また、歴史の保存機能の部分については、寄附金を募ってもよいのではないかと推測される。 			

事務事業評価シート

事務事業名	電子市役所の推進 (職員認証基盤システム・文書管理システム・財務会計システム)		
所属名	企画調整局情報化推進部	評価責任者	全体最適化推進担当課長 浜田 宏樹

《基本事項》

目的	庁内情報システムの整備により、ICTを活用したコンプライアンスの推進、事務の効率化、迅速化を進める。また、個人情報などを取り扱う庁内情報システムのセキュリティを適切に確保し、安心・安全な市民サービスの提供に資することを目的とする。
神戸2015ビジョンでのテーマ	テーマ0 行政活動を支える（支援プロセス）
根拠法令等	電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（平成17年5月31日，訓令甲第3号） 公文書管理規程（昭和35年4月30日，訓令甲第8号） 神戸市会計規則（昭和39年3月19日，規則第81号）
対象者	市職員（約8,600人）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○職員認証基盤システム（H20.2月～稼動） ・職員が各情報システムにアクセスする際の本人認証や権限の管理を行うシステムであり、職員情報を一元的に管理し、各業務システムが共通で利用することで、職員がシステムを利用する際の煩雑さを軽減するとともに、効率的なシステム開発を実現している。 ○文書管理・電子決裁システム（H20.2月～稼動） ・紙決裁も含めた文書台帳の一元管理、電子化された文書により電子決裁を行うシステムであり、文書管理の適正化（紛失・滅失・改ざん防止）、事務の迅速化、省力化を図っている。 ○財務会計システム（H23.3～稼動） ・予算編成、予算執行を一元的に管理するシステムであり、発注書の作成、文書管理システムとの連携機能などにより、経理事務の適正化を図っている。
事業開始年度	平成20年度

《事業別コスト等》

（単位：千円）

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度予算
コスト	人件費	30,000	30,000	30,000	25,000	40,000
	物件費	89,179	187,990	266,742	212,588	191,509
	減価償却費	0	0	0	0	0
	公債利子	0	0	0	0	0
	合計(A)	119,179	217,990	296,742	237,588	231,509
収入	国県支出金	0	0	0	0	0
	使用料手数料	0	0	0	0	0
	財産収入	0	0	0	0	0
	其他収入	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
(差引) 一般財源(B)		119,179	217,990	296,742	237,588	231,509
従事人員(人)		3.0	3.0	3.0	4.0	4.0

《事業実績等》

事業実績 (C)	項目(単位)【数値目標】				
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み
	文書件数(文書管理・電子決裁システム) (件)				
	882,112	1,275,814	1,529,809	3,700,070	3,700,070
単位あたりコスト (A/C)	文書件数あたりコスト(千円)				
	0.14	0.17	0.19	0.06	0.06
市民1人あたりの市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	77.6	141.4	192.2	153.8	149.9

《課題認識(対象事業選定理由)》

課題認識	(平成20年度新規事業)
------	--------------

《内部評価・分析》

時代適合性 (分析)	<p>● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>ICTを活用した事務処理システムを構築することにより、業務プロセスを再構築し、コンプライアンスを推進するとともに効率的な行政運営を実現していくことは、行財政改革2015の取り組み指針とも合致している。</p>
補完性 (分析)	<p>● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>コンプライアンスの推進、効率的な行政運営の実現を目的とした事務処理システムであるため、行政が自ら取り組む必要があり、民間が担うべき事業ではない。</p>
効率性 (分析)	<p>● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>いずれのシステムにおいても、調達の際は総合評価一般競争入札を実施しており、機能面及び費用面から総合的に提案を評価し、現在の事業者を決定している。また、運用業務についても、システムの安定運用に伴い、最低価格落札方式による入札により委託事業者を選定するなど、競争性の確保によりコスト削減に努めている。</p>
有効性 (分析)	<p>○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>システム導入により、適切な情報セキュリティの確保、公文書管理の適正化、公金の一元管理・経理事務の適正化を実現しており、有効性はある。しかし、職員からは、操作が煩雑でわかりにくい、事務処理に時間がかかるなどの声もあり、今後も職員研修の充実や機能改善を図っていく必要がある。</p>
今後の方向性	<p>業務プロセスの再構築により、コンプライアンスの推進、効率的な行政運営を実現し、経営資源の有効活用を図ることがシステム導入の目的であり、今後も使いやすいシステムへの機能改善を図りつつ、運用コストの削減に努めていく。</p>

《外部評価・所見》

時代適合性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
補完性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
効率性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
有効性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
所見	<p>(時代適合性、補完性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IC化が進展する中で、市における電子市役所の推進は重要な取り組みである。 ・ 電子市役所の推進が、迅速に、あるいはタイムリーに図られているかを評価するには、より詳細なデータが必要である。 <p>(効率性・有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達にあたって総合評価入札を行うなど競争性が働いており、コスト削減を図っていることは評価できるが、効率性や有効性等の内部評価にあたっては、事務処理がどれだけ効率化されたか、市民サービスがどれだけ迅速になされるようになったかなど、より詳細なデータが必要である。 ・ 次のシステム更新時にも役立てられるよう、システム導入に伴う不具合（不満の声）だけでなく、導入の効果を見るための調査をして情報を集めておくべきである。 <p>(総合意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時代の流れであり、必要な事業であるが、情報管理など電子化に伴って発生する新たな注意点について、万全の対策を図っていただきたい。 ・ 電子決裁の導入によって、電子決裁の割合がどう推移しているかということや、どれだけ処理時間が短縮されたか、どれだけミスが減ったかなど、どういうメリットが新しく生まれて事務処理の効率化につながっているのかなどについてもモニターを行い、それらの分析結果を踏まえて、有効性の評価を行うべきである。 ・ 相当の投資をして電子化を進めているわけであり、職員から不満の声も上がっているということであるが、職員にとって事務の効率化だけでなく、正確性やコンプライアンス上のメリットなどの情報化がもたらすメリットを理解してもらうことも重要である。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業は電子市役所の推進の中の一部となっているが、各部署が構築している国民健康保険や税など、他の情報システムも含めた市役所全体での進捗状況について、他都市との比較も行いながら、総合的に評価していただきたい。 			

事務事業評価シート

事務事業名	神戸ゆかりの美術館の管理運営		
所 属 名	市民参画推進局文化交流部	評価責任者	文化交流担当課長 八木 真

《基本事項》

目 的	神戸にゆかりのある芸術家の美術作品及び美術に関する文献、複製その他の資料を市民の利用に供するとともに、美術館資料に関する調査研究、事業等を行い、もって豊かな地域文化の発展に資する。
神戸2015ビジョンでのテーマ	テーマ5 多様な市民が活躍する
根拠法令等	神戸ゆかりの美術館条例
対 象 者	神戸市民及び、神戸にゆかりのある芸術家の作品に関心のある方
事業内容	神戸にゆかりのある芸術家の美術作品及び美術に関する文献、複製その他の資料の収集、保管、展示。展覧会は年4回開催。 講演会、作品解説、ワークショップ、アウトリーチ事業等の主催及びその開催援助。 他の美術館（主にファッション美術館、小磯記念美術館）との連携、協力。
事業開始年度	平成18年度（H19. 3. 23開館）

《事業別コスト等》

（単位：千円）

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度予算
コスト	人件費	7,950	8,281	15,866	17,066	16,913
	物件費	100,070	98,370	90,973	77,375	88,309
	減価償却費	43,663	43,663	43,663	43,663	43,663
	公債利子	7,560	8,063	7,333	7,285	7,911
	合計（A）	159,243	158,377	157,835	145,389	156,796
収入	国県支出金	0	0	0	0	0
	使用料手数料	394	272	423	562	350
	財産収入	0	0	0	0	0
	其他収入	303	347	519	347	605
	合計	697	619	942	909	955
（差引）一般財源（B）		158,546	157,758	156,893	144,480	155,841
従事人員（人）		1.3	2.1	4.3	4.3	4.3

《事業実績等》

	項目（単位）【数値目標】				
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み
事業実績（C）	入館者数（人）				
	16,619	26,432	15,773	20,852	23,000
	関連イベント参加者数（人）				
	522	607	1,041	947	865
単位あたりコスト（A/C）	入館者数1人あたりコスト（千円）				
	9.58	5.99	10.01	6.97	6.82
	関連イベント参加者数1人あたりコスト（千円）				
	305.06	260.92	151.62	153.53	181.27
市民1人あたりの市税等の充当額（B/人口*1,000）（単位：円）	103	102	102	94	101

《課題認識（対象事業選定理由）》

課題認識	（平成19年度新規事業）
------	--------------

《内部評価・分析》

時代適合性	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
（分析）	神戸にゆかりのある芸術家の作品は、神戸市民のかけがえのない財産である。このような作品を市民の利用に供し次世代へ確実に継承していくことは、地域文化の継承・発展にとって時代を越えて不可欠なものである。
補完性	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
（分析）	神戸にゆかりのある芸術家の作品は、神戸市民にとっての財産であり、そういった作品を未来に引き継いでいく必要がある。こうした作品を寄贈のみで運営していくには、高い信頼性と公益性が求められることから、行政の責務として運営してまいりたい。
効率性	○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
（分析）	現場での執行体制は、事務長・職員を含めて3名（すべて嘱託職員）で実施しており、行政の責務を果たす上で最低限の体制となっている。
有効性	○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
（分析）	アンケートの結果からも神戸ゆかりの美術館に対して、愛着と誇りを持ってきていただいていると考える。
今後の方向性	「神戸にゆかりのある」芸術家の作品は神戸市民の財産であり、継承していくべきものとする。行政が運営している美術館という信頼のもとに寄贈作品も増えており、今後もきめ細やかな支援が必要であるとする。「神戸にゆかりのある」というコンセプトを神戸の独自性として今後も発信していくほか、学芸業務を少しでも充実し、収集作品の体系的、計画的な展示にも力を入れていきたい。

《外部評価・所見》

時代適合性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
補完性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
効率性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
有効性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
所見	<p>(補完性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸にゆかりのある芸術家の作品を保管・展示する事業であり、このような地域文化の継承・発展は、地域の一体感をもたらすという意味で、社会関係資本の醸成につながる。 ・最近の研究によると、社会関係資本の醸成は、人びとの幸福感増大に結びつく。 ・このことから、本事業は、民間では行えず公的機関が行わざるを得ないという補完性の根拠を基礎づけると考える事ができる。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファッション美術館に入ったあと、ゆかりの美術館に入ると無料だが、ファッション美術館から対価はなく、ゆかりの美術館の採算で考えるとデメリットとなっている。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館間もないことはあるが、年間2万人の入場者では、どちらかというとも少ない。 ・寄贈者は自らの作品を後世に残し、できるだけ多くの人にみていただくことを希望しているわけで、いかに保存し、展示するかがゆかりの美術館の重要な役割である。 ・どれだけたくさんの人に見ていただけるかが有効性において重要な要素の一つである。 ・来訪者のアンケート調査が十分に行われているとはいえず、有効性を判断する指標が十分とはいえない。 ・有料で入場したか無料で入場したかや、ファッション美術館と併設であるため、どちらの施設を目的に来訪したのか、あるいはリピーターが多いということであるが、特定の個人がレポートしているだけで、むしろ新規の顧客は減少している可能性はないかなど、さらなるアンケートの充実と分析が必要である。 <p>(総合意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、収益事業とはならないので、その趣旨・目的から一般財源を投入する意義について、市民の理解を得る努力が必要である。 ・事業目的からすれば、サポーターや寄附の募集で、収入を上げることを考えてもいいと思われる。 ・有効性をさらに高めるという観点からは、目的の類似する小磯美術館との一体的運用により有効性を高めることができないうか、検討していただきたい。 ・事業ごとの基礎情報をもとに評価を適切に行うという点から、入館料について、ファッション美術館との配分方法が不適切であり、改善を要する。 			

事務事業評価シート

事務事業名	自立支援医療制度		
所属名	保健福祉局障害福祉部	評価責任者	自立支援給付・医療担当課長 境田 多美枝 精神保健福祉担当課長 藤本 肇

《基本事項》

目的	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度
神戸2015ビジョンでのテーマ	テーマ1 くらしを守る
根拠法令等	障害者自立支援法
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・更生医療： 身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上） ・育成医療： 身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満） ・精神医療： 精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・更生医療、育成医療： 身体障害者手帳の交付を受けた（育成医療除く）障害を除去・軽減する医療を指定自立支援医療機関で受ける場合が対象。原則、治療開始前に申請する必要があるが有り、利用する指定自立支援医療機関である病院・診療所、薬局、訪問看護ステーションの指定申請が必要。医療に重複がなく、やむを得ない事情がある場合を除き、指定自立支援医療機関の指定は、原則1か所。市民税額（所得割額）により、負担上限月額が設定される。有効期間は原則3か月以内で最長1年のため、継続して対象の治療が必要な場合は、再度申請が必要。必要に応じ、治療材料費の支給も行う。治療内容により対象外の場合有り。市民税額23万5千円以上は、対象外。（高額治療継続者は対象） ・精神医療： 精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方を対象とする。対象であるかどうかは、主治医が記入した診断書等により審査。利用する医療機関は所在地の都道府県又は指定都市の指定医療機関。有効期間は原則1年間のため、継続して対象の治療が必要な場合は、再認定の手続きが必要。市民税額（所得割額）により負担上限月額が設定される。市民税額23万5千円以上は、対象外。（高額治療継続者は対象）
事業開始年度	平成18年度

《事業別コスト等》

（単位：千円）

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度予算
コスト	人件費	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
	物件費 （市単）	4,969,661 (489,778)	5,500,113 (718,755)	6,118,711 (848,712)	6,485,616 (909,684)	7,367,840 (998,391)
	減価償却費					
	公債利子					
	合計（A）	4,991,661	5,522,113	6,140,711	6,507,616	7,389,840
収入	国県支出金	2,917,785	2,985,578	3,309,604	3,519,003	4,019,982
	使用料手数料					
	財産収入					
	其他収入					
合計	2,917,785	2,985,578	3,309,604	3,519,003	4,019,982	
（差引）一般財源（B） （市単）		2,073,876 (489,778)	2,536,535 (718,755)	2,831,107 (848,712)	2,988,613 (909,684)	3,369,858 (998,391)
従事人員（人）		2.2	2.2	2.2	2.2	2.2

《事業実績等》

	項目(単位)【数値目標】				
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み
事業実績 (C)	支給決定件数 (件)				
	25,713	29,062	30,315	29,732	36,277
	レセプト件数 (件)				
	349,874	359,070	381,201	404,962	433,179
単位あたりコスト (A/C) (下段:市単)	支給決定1件あたり(千円)				
	194.13 (19.05)	190.01 (24.73)	202.56 (28.00)	218.88 (30.60)	203.71 (27.52)
	レセプト1件あたり(千円)				
	14.27 (1.40)	15.38 (2.00)	16.11 (2.23)	16.07 (2.25)	17.06 (2.30)
市民1人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円) (下段:市単)	1,350	1,646	1,833	1,935	2,183
	(319)	(466)	(550)	(589)	(647)

《課題認識(対象事業選定理由)》

課題認識	<p>(平成18年度新規事業)</p> <p>平成22年4月より、障害福祉サービス・補装具費支給において市民税非課税世帯の自己負担額が0円にされたにもかかわらず、自立支援医療は非課税世帯も負担が残されたままであり、「応能負担」という制度趣旨からは整合性が取れていない。また、平成23年8月に出された「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(骨格提言)」においても、必要な医療が適時的確に受けられるようにすることは障害の重度化を予防する観点からも重要であり、経済的負担の過重感からこれが妨げられることがあってはならない、として、障害の軽減・改善のための必要な専門医療・リハビリテーションは、原則無償とすべき、と言われている。また精神通院医療の受給者が年々増加する中、利用者負担の増額は受診控えにつながる懸念もあることから、本来、国制度において負担軽減を図るべきである。</p>
------	--

《内部評価・分析》

時代適合性 (分析)	<p>● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>障害者自立支援法第58条に基づく業務であるため</p>
補完性 (分析)	<p>● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>医療費の給付であり、民間実施には馴染まない</p>
効率性 (分析)	<p>● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>独自減免制度により、継続した医療を受けることができ、重症化を防止できている</p>
有効性 (分析)	<p>● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>治療の経済的負担を軽減することにより、障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は、社会生活を営むために有効である</p>
今後の方向性	<p>障害にかかる部分の医療であり、国が負担軽減措置をとるべきであるが、それが不十分な中、市の独自の軽減措置によって継続して受診できることにより、障害の除去・軽減のみならず重症化を防いでおり、現在の制度を維持することが望ましいと考える。</p>

○自立支援医療の政令指定都市状況

政令市	自己負担額	自己負担限度額
札幌市	定率1割負担	国基準
仙台市	定率1割負担	国基準
さいたま市	定率1割負担	国基準
千葉市	定率1割負担	国基準
横浜市	定率1割負担	国基準
川崎市	定率1割負担	独自基準
相模原市	定率1割負担	国基準
新潟市	定率1割負担	国基準
静岡市	定率1割負担	国基準
浜松市	定率1割負担	国基準
名古屋市	定率1割負担	国基準
京都市	定率1割負担	独自基準
大阪市	定率1割負担	国基準
堺市	定率1割負担	国基準
神戸市	独自基準	
岡山市	定率1割負担	国基準
広島市	定率1割負担	国基準
北九州市	定率1割負担	国基準
福岡市	定率1割負担	国基準
熊本市	定率1割負担	国基準

*ただし、福祉医療の自己負担が無料あるいは小額の市については、福祉医療の対象者には福祉医療を適用している。(福祉医療の対象者は市によって異なるが、多くは神戸市と同様
①身体障害者手帳1, 2級 ②療育手帳A ③内部障害3級 ④精神障害者保険福祉手帳1級で、市民税所得割23万5千円未満の者)

- 例1 自立支援医療の自己負担額に福祉医療を適用(自己負担額は福祉医療と同額)
名古屋市(無料)・京都市(無料)・大阪市・堺市・広島市(無料)・福岡市(無料)
- 例2 自己負担額を福祉医療として還付
千葉市(無料)・横浜市(無料)・川崎市(無料)・静岡市・浜松市
- 例3 自己負担の安いほうを適用
札幌市・相模原市

*神戸市では、福祉医療との関係は自立支援医療優先としている。

《外部評価・所見》

時代適合性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
補完性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
効率性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
有効性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
所見	<p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この事業によってどの程度重症化を防げているか等のデータが必要であり、効率性の内部評価はさらに詳細な検討を要する。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の状態を軽減し、社会生活を営むためにこの事業が有効に機能しているか等のデータが必要であり、この意味で有効性の内部評価はさらに詳細な検討を要する。 ・国の制度設計ではあるものの、制度が複雑で利用者にとって分かりにくいものとなっていないか。利用者の意見を聞き、必要な見直しを検討し国に要望するなど、改善に向けた努力が必要である。 ・必要な人に医療費を公費負担することは重要である一方で、社会的予防施策を行うことで障害を持つことを防衛することも可能な場合もある。そのような場合には、予防対策に力点を置き、公費負担を発生させないようにすることも有効である。 <p>(総合意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の制度であり、時代適合性と補完性の評価はあまり意味がなく、有効性と効率性の視点が重要である。 ・ただし、市単独の基準は、国制度が十分でない中、障害者の経済的負担を軽減するために行うという点で一定の意義はあるものの、多くの他都市が独自基準を設けていない。福祉医療制度でそれをカバーしている都市もあることから、兵庫県下の他都市の状況も含め、福祉医療制度との関連を整理した上で、市が独自基準を設ける意味を改めて十分検証する必要がある。 			

事務事業評価シート

事務事業名	放課後子ども教室		
所属名	こども家庭局こども青少年課	評価責任者	課長 青柳 佳枝

《基本事項》

目的	小学校1年生～6年生までの全児童を対象に、小学校の余裕教室などを活用して、地域住民の参画を得て、平日の放課後や週末などの子どもたちの安全・安心な活動場所づくりを進める。
神戸2015ビジョンでのテーマ	テーマ6 次世代市民を育む
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子どもプラン推進事業実施要綱 ・神戸市放課後子ども教室推進事業等実施委託要綱
対象者	市内小学校に通う小学校1年生～6年生
事業内容	平日の放課後や週末などに、学校の余裕教室や多目的室・運動場・市民図書室などを活用して、地域ボランティアに安全指導員として協力を得ながら、子どもたちが自由に過ごし、学びや読書・遊びなどの自主的な活動が出来るような居場所づくりを進めている。
事業開始年度	平成19年度

《事業別コスト等》

(単位：千円)

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度予算
コスト	人件費	21,455	20,808	20,875	20,884	16,776
	物件費	41,567	55,924	60,605	63,803	115,467
	減価償却費	0	0	0	0	0
	公債利子	0	0	0	0	0
	合計(A)	63,022	76,732	81,480	84,687	132,243
収入	国県支出金	14,157	18,727	20,725	22,095	38,334
	使用料手数料	0	0	0	0	0
	財産収入	0	0	0	0	0
	其他収入	0	0	0	0	0
	合計	14,157	18,727	20,725	22,095	38,334
(差引) 一般財源(B)		48,865	58,005	60,755	62,592	93,909
従事人員(人)		3.2	3.0	3.0	3.0	2.3

《事業実績等》

事業実績 (C)	項目 (単位) 【数値目標】				
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み
実施校数 (校)					
	83	118	123	132	140
参加児童数 (人)					
	128,361	162,714	213,595	225,515	239,183
単位あたりコスト (A/C)	実施校 1 校あたりコスト (千円)				
	759	650	662	642	945
市民 1 人あたりの市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位: 円)	参加児童 1 人あたりコスト (千円)				
	0.49	0.47	0.38	0.38	0.55
	32	38	39	41	61

《課題認識 (対象事業選定理由)》

課題認識	(平成19年度新規事業)
------	--------------

《内部評価・分析》

時代適合性	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
(分析)	児童を取り巻く社会状況から、児童の安全な居場所づくりに対するニーズは高いと考えられる。
補完性	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
(分析)	各小学校の地域団体に事業委託しており、地域ボランティアを中心に運営されている。
効率性	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
(分析)	地域ボランティアの協力を得ていることから、参加児童数に合わせた出務者数の調整が容易に行えるなど、柔軟な運営となっている。
有効性	○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格
(分析)	実施日数の拡大が望まれている地域も多く、何らかの支援による拡充が必要である。
今後の方向性	平成24年度より教育委員会からこども家庭局に事務移管されており、今後は学童保育事業との連携など、総合的な放課後対策として、地域ニーズに沿った事業の充実を図っていく。

《外部評価・所見》

時代適合性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
補完性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
効率性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
有効性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
所 見	<p>(時代適合性・補完性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全な居場所をつくるという社会的要請にかなっており一定の評価ができる。 			
	<p>(効率性・有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な居場所づくりが目的であり、有効性の評価は、その目的がどれだけ達成されたか見るべきだが、どのようにこの点を確認しているか不明である。有効性の内部評価の理由は、この説明になっておらず、有効性の定義を再確認する必要がある。 ・特定の児童だけがこの制度を利用している可能性もあり、その場合には補助金化しているとも言えるので、広く利用されているか、実態をよく確認しておく必要があると思われる。 ・地域団体に事業をまかせきりにしている感があり、活動内容に応じてさらに委託料にメリハリをつけた方がより効果的・効率的な運用となるのではないか。 ・参加児童1人あたりコストは減少傾向にあるものの、それだけをもって効率性が適格と言えるかは疑問である。 <p>(総合意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全児童数に対する本事業の参加児童数が非常に少なく、参加児童数が限られたものとなっており、安全・安心な活動場所づくりという政策目的に対して、どれだけの効果があげられるか疑問である。 ・また、地域ボランティアによる運営のため、柔軟な対応がしやすい事業ともいえるが、単なる自習室の開放となっているところもあるなど、学校によって活動内容がばらばらである。場所の制約等もあるだろうが、本来の事業目的が達成されているのか、有効性の点で課題が残る。 ・社会的要請にかなっていることは一定評価できるが、本来の事業目的を達成するためには、活動内容のばらつきをなくし、ある程度事業内容を統一する必要がある。 ・より多くの児童に参加してもらい、安全・安心な居場所づくりを進めるためにも、参加児童数の集計のみでなく、利用者の声をさらに収集し、事業の目的に沿って、活動内容を活性化させる必要がある。 ・放課後こども教室と学童保育の事業内容等を整理し、放課後の児童の居場所づくりという点から総合的に取り組んでいただきたい。 			

事務事業評価シート

事務事業名	路上喫煙防止対策		
所 属 名	環境局環境創造部地球環境課	評価責任者	課長 中山 裕介

《基本事項》

目 的	市、市民等及び事業者が協働して、環境の美化及び公共の場所での喫煙による被害の防止を図り、市民等の快適で安全な生活、来訪、滞在等を確保する。
神戸2015ビジョンでのテーマ	テーマ8 持続可能なまちをつくる
根拠法令等	神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例 神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例施行規則
対 象 者	市民、事業者
事業内容	<p>「神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例(歩きたばこ禁止条例)」(平成20年4月施行)では、市内全域でぽい捨てを禁止するとともに、路上喫煙をしないよう努力義務を課している。</p> <p>なお、市域の中で、特に環境の美化を推進する必要がある区域を「ぽい捨て防止重点区域」とし重点的に啓発活動を行うとともに、重点区域内において、路上喫煙による市民等への身体及び財産への被害が特に発生する恐れがある地区を「路上喫煙禁止地区」として、現在、2地区(三宮・元町地区、六甲道駅周辺地区)を指定し、違反者に過料処分(1,000円)を伴う指導を行っている。</p>
事業開始年度	平成20年度

《事業別コスト等》

(単位：千円)

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度予算
コスト	人件費	71,671	66,488	67,425	66,652	67,055
	物件費	32,645	17,633	16,607	24,593	19,962
	減価償却費	0	0	0	0	0
	公債利子	0	0	0	0	0
	合計(A)	104,316	84,121	84,032	91,245	87,017
収入	国県支出金	0	0	0	0	0
	使用料手数料	0	0	0	0	0
	財産収入	0	0	0	0	0
	其他収入	2,844	3,351	2,263	1,649	2,262
	合計	2,844	3,351	2,263	1,649	2,262
(差引) 一般財源(B)		101,472	80,770	81,769	89,596	84,755
従事人員(人)		13.8	13.0	13.0	13.0	13.0

《事業実績等》

事業実績 (C)	項目 (単位) 【数値目標】				
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み
事業実績 (C)	過料処分件数 (件)				
	3,051	3,555	2,409	1,847	1,847
単位あたりコスト (A/C)	【参考】三宮・元町地区は平成20年7月1日より、六甲道駅周辺地区は平成23年10月1日より徴収開始				
	過料処分1件あたりコスト (千円)				
単位あたりコスト (A/C)	34.2	23.7	34.9	49.4	47.1
市民1人あたりの市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	66.0	52.4	53.0	58.0	54.9

《課題認識 (対象事業選定理由)》

課題認識	(平成20年度新規事業)
------	--------------

《内部評価・分析》

時代適合性 (分析)	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格 環境美化、喫煙マナー向上を求める市民の要望は依然として多い状況にある。
補完性 (分析)	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格 環境美化等の観点より規制をするものであり、行政として行う必要がある。
効率性 (分析)	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格 指導員は県警OB嘱託を活用するなど、効率的な運用に努めている。
有効性 (分析)	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格 制度導入前後で歩行喫煙者率は改善しており、事業効果は上がっている。
今後の方向性	現行内容の事業を継続する。また、事業効果、啓発方法、体制、市民要望及び費用対効果などの検証も行っていく。

路上喫煙率調査結果

地点 No.	調査地点	H20.4.11(金)			H21.7.10(金)			H22.7.23(金)			H23.8.26(金)			H24.8.31(金)		
		喫煙者数	総通行者数	路上喫煙率	喫煙者数	総通行者数	路上喫煙率	喫煙者数	総通行者数	路上喫煙率	喫煙者数	総通行者数	路上喫煙率	喫煙者数	総通行者数	路上喫煙率
①	フアワーロード マルイ前	79	9,661	0.818%	7	8,891	0.079%	6	8,787	0.068%	2	10,992	0.018%	0	9,864	0.000%
②	JR元町駅東口交差点南 サンクス前	52	7,821	0.665%	3	6,278	0.048%	7	6,767	0.103%	0	6,592	0.000%	1	6,496	0.015%
③	三宮センター街	69	11,130	0.620%	4	9,880	0.040%	0	12,024	0.000%	1	11,957	0.008%	0	10,522	0.000%
④	三宮中央通り みなと銀行前	44	1,523	2.889%	3	1,186	0.253%	0	1,014	0.000%	1	1,080	0.093%	0	1,322	0.000%
⑤	中央幹線南歩道 西向き	127	5,799	2.190%	4	7,597	0.053%	10	6,305	0.159%	5	6,028	0.083%	5	5,594	0.089%
	三宮・元町地区 合計	371	35,934	1.032%	21	33,832	0.062%	23	34,897	0.066%	9	36,649	0.025%	6	33,798	0.018%
⑥	永手町4丁目 六甲本通商店街入口													5	2,728	0.183%
⑦	JR六甲道駅 北ロータリー													6	2,433	0.247%
⑧	備後町4丁目 (八幡線)													17	1,284	1.324%
⑨	JR六甲道駅 南ロータリー													10	1,418	0.705%
	六甲道駅周辺地区 合計													38	7,863	0.483%
⑩	三宮東地区	153	4,827	3.170%	64	4,007	1.597%	36	4,220	0.853%	57	5,866	0.972%	17	3,418	0.497%
⑪	旧居留地(明石筋南向き)	21	2,188	0.960%	2	1,720	0.116%	4	1,615	0.248%	0	1,620	0.000%	4	1,498	0.267%
⑫	元町商店街(西向き)	24	4,965	0.483%	10	5,324	0.188%	4	5,570	0.072%	5	6,198	0.081%	0	5,636	0.000%
⑬	ハーバーランド(ハウジングデザインセンター前)	28	588	4.762%	12	543	2.210%	5	531	0.942%	15	840	1.786%	17	568	2.993%
⑭	西神中央駅前	23	3,134	0.734%	6	2,850	0.211%	10	2,778	0.360%	5	2,467	0.203%	5	4,019	0.124%
⑮	JR摂津本山駅北	49	5,876	0.834%	34	4,510	0.754%	15	4,700	0.319%	16	3,314	0.483%	1	3,949	0.025%
⑯	JR垂水駅周辺	67	5,813	1.153%	27	5,883	0.459%	23	5,852	0.393%	25	6,363	0.393%	30	5,929	0.506%
⑰	JR兵庫駅周辺	38	3,948	0.963%	52	3,213	1.618%	54	3,494	1.546%	22	2,055	1.071%	25	3,150	0.794%
⑱	神戸電鉄鈴蘭台駅周辺	22	2,318	0.949%	27	2,084	1.296%	18	2,175	0.828%	4	496	0.806%	8	2,863	0.279%
	路上喫煙地区外 合計	425	33,657	1.263%	234	30,134	0.777%	169	30,935	0.546%	149	29,219	0.510%	107	31,030	0.345%

調査方法: ①8:00~9:30、②11:30~13:00、③14:30~16:00、④17:30~19:00の4つの時間帯、合計6時間で調査を実施

《外部評価・所見》

時代適合性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
補完性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
効率性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
有効性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
所見	<p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業が浸透するにつれ路上喫煙者が少なくなり、処分人数が減る一方で、事業費は減少しないので、単位あたりコストは上昇する。このため、当事業の効率性の判断にあたって、単位あたりコストの推移を見てもあまり意味を持たない。このような場合には、別の指標での評価が必要となる。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例施行後間もないが、路上喫煙率が大きく減少していることは、短期間でも一定の効果があがっていると評価できる。しかし、喫煙率の低下という社会的背景が影響していることも考えられ、内部評価の有効性の理由は必ずしも正しくない。 ・歩行喫煙者率が改善していることは評価できるが、目的に合致した有効性を測るには、環境がどれだけ改善されたかについての情報を得る必要があり、アンケートを導入することも一つの方法ではないか。 ・効率性、有効性の検証にあたっては、条例上は2,000円が上限となっているので、過料の設定を変えてみるなど、市場メカニズムの導入も一つの検証の手法である。 <p>(総合意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、処分1件あたりの限界費用は上昇することが考えられるため、あくまで啓発活動であるとすれば、現行内容の事業をいつまでも継続するのではなく、キャンペーン的にやるなど、実施方法を改善していく必要がある。 ・また、事業の目標・終期を定め、処分という手段をとらないでも済むよう、広報を徹底し、市全体でモラルを向上させるような方策を検討することも必要である。 			

事務事業評価シート

事務事業名	公園遊具の安全安心対策		
所属名	建設局公園砂防部緑地課	評価責任者	課長 泉谷 康幸

《基本事項》

目的	老朽化した公園遊具を安全で安心して利用できるようにするために、計画的に改築・更新を行うことにより、都市の安全性を確保する。
神戸2015ビジョンでのテーマ	テーマ7 安全・安心の基盤を築く
根拠法令等	都市公園法、都市公園法施行令 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)
対象者	公園利用者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年8月、国土交通省より「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」が出され、遊具の安全領域、落下や挟み込みに関する事項等、遊具利用における安全確保に関して、公園管理者が配慮すべき事項が示された。 ・その指針に基づき、平成21年度に都市公園の全遊具について、構造部材の腐食度合いの確認や駆動部の分解点検など専門的な精密点検を実施した。 ・本事業は、上記点検結果や日常点検、地域要望に基づき、早期に安全対策が必要であると判断された木製複合遊具を中心に順次、改築・更新を実施するものである。 ・実施に際しては、既設遊具をそのまま更新するのではなく、利用者の要望や年齢構成、利用状況などを十分把握し、地域ニーズに即した種類の遊具を設置するとともに、施設の長寿命化を図るため、構造部材を耐久性のある部材に変更している。 ・早期に対策が必要であった危険度の高い木製複合遊具については、平成23年度で改築・更新を完了している。 ・また、今後も引き続きその他の木製、鋼製遊具についても計画的に改築・更新を行っていく。
事業開始年度	平成21年度

《事業別コスト等》

(単位：千円)

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度予算
コスト	人件費		17,500	17,500	17,500	17,500
	物件費		101,760	151,540	228,000	126,000
	減価償却費					
	公債利子		11,134	12,254	17,068	7,578
	合計(A)		130,394	181,294	262,568	151,078
収入	国県支出金		50,880	75,770	114,000	63,000
	使用料手数料					
	財産収入					
	其他収入		0	0	0	0
	合計		50,880	75,770	114,000	63,000
(差引) 一般財源(B)			79,514	105,524	148,568	88,078
従事人員(人)			1.8	1.8	1.8	1.8

※物件費の45%に市債を充当しているが、将来的には償還するため市債充当分については、単年度の一般財源枠で計上している。

《事業実績等》

事業実績 (C)	項目 (単位) 【数値目標】				
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み
改築・更新した複合遊具 (基)	—	25	33	34	23
単位あたりコスト (A/C)	改築・更新した複合遊具 1基あたりコスト (千円)				
	—	5,216	5,494	7,723	6,569
市民1人あたりの市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	—	51.59	68.34	96.19	57.05

《課題認識 (対象事業選定理由)》

課題認識	(平成21年度新規事業)
------	--------------

《内部評価・分析》

時代適合性 (分析)	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格 遊具の安全安心の確保は非常に重要であり、また国からは指針が示されるとともに平成21年度からは国庫補助による支援策が取られている。更新期を迎え対策を講じる必要がある公園遊具は多く、今後も継続して改築・更新を行う必要がある。
補完性 (分析)	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格 利用者の安全安心の確保は公園管理者である行政が果たすべき責務であり、市が改築・更新を実施する必要がある。
効率性 (分析)	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格 改築・更新に係る工事は入札により決定されており、また、ワークショップなどを通して利用者のニーズ把握に努めるとともに、少子超高齢化に対応した遊具 (健康遊具等) の設置など、状況に適した改築・更新を行っている。
有効性 (分析)	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格 本事業の実施により、安全で安心な公園利用の確保が実現されるとともに、事故の未然防止が図れている。また、子供達が楽しく利用できる魅力ある公園づくりにも資することとなる。
今後の方向性	今後も引き続き、複合遊具について計画的に改築・更新を行うとともに、ブランコ等のその他の遊具についても長寿命化計画に基づき計画的に改築・更新を行っていく。

《外部評価・所見》

時代適合性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
補完性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
効率性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
有効性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
所見	<p>(時代適合性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からも安全対策についての指示がある以上、利用者の安全確保のために計画的に進めていくべき事業である。 <p>(補完性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園の設置責任者として、市において実施すべき事業である。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注も一般競争入札であり、落札率も妥当な水準である。今後とも、入札によりコストを下げていくことが必要である。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊具の更新にあたり、ニーズについて、公園管理会の意見を聞いているとのことであるが、有効性をさらに高めるためには、どのような遊具に更新するかについて、ニーズの把握とそのための情報の取り方について検討が必要である。 <p>(総合意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の中でも個別に危険優先度を考慮し、また遊具を更新するか補強するかを判断しながら実施しており、効率性・有効性の高い事業である。 ・公園管理会が真に市民ニーズを代弁しているかも検証すべきであり、より広い範囲の声をくみ上げる必要があると思われるほか、更新後もどれだけ利用者が増えたか、あるいは5年後、10年後に子供が減ってニーズが変わっていないかなど、利用状況のモニタリングも必要である。 ・終期を定め、計画的に実施していただきたい。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合遊具以外の施設等についても、早急に計画を立てて安全確保に努めていただきたい。 ・この事業に関連して、公園施設の定期点検に係る外郭団体への委託についても、民間企業にノウハウがないとのことであるが、門戸を広げることが民間企業へのノウハウの蓄積につながる側面もあるため、競争性を導入するよう努力すべきである。 			

事務事業評価シート

事務事業名	須磨海岸管理事業			
所 属 名	みなと総局みなと振興部経営課	評価責任者	経営課長 安岡正雄	

《基本事項》

目 的	須磨海岸は、白砂青松の美しい海岸であり、関西有数の海水浴場として古くより多くの人に利用されてきた。市民の貴重な財産であるこの須磨海岸において、観光交流の推進及びウォーターフロントの魅力向上の施策の一環として、7～8月に須磨海水浴場を開設するとともに、良好な環境の維持を図る。
神戸2015ビジョンでのテーマ	テーマ12 まちの魅力を高め発信する
根拠法令等	海岸法、水難事故等の防止に関する条例、須磨海岸を守り育てる条例
対 象 者	須磨海岸の来訪者、近隣住民・事業者
事業内容	<p>7～8月に須磨海岸に須磨海水浴場を開設する。</p> <p>海水浴場利便施設として、市が設置する設備（便所・シャワー）の他、更衣所・便所・シャワー・休憩所を備えた海の家を許可に基づき設置させる。</p> <p>水難事故その他の事故を防止し、遊泳者その他の海岸利用者の生命、身体及び財産の保護を図る。</p> <p>また、須磨海水浴場では、近年、騒音や深夜花火など、利用者のマナー低下や規範意識の低下によるさまざまな問題が発生しているため、平成20年度から須磨海岸を守り育てる条例に基づく各種規制事項の遵守の徹底を図っている。</p> <p>さらに、平成21年度からは「ごみ持ち帰りキャンペーン」を展開し、利用者へごみの持ち帰りを呼びかけ、ごみの減量に努めている。また、平成22年度には違法薬物使用の場となったため、現在、健全化に取り組んでおり、平成23年度からは海の家への規制・指導の強化を行なったほか、須磨海岸を守り育てる条例の改正により、海岸内での入れ墨等の露出・粗野乱暴な言動による他者への海岸利用妨害と、指定場所以外での喫煙を新たに禁止したほか、平成24年度からは海水浴期間中は浜辺への水上オートバイなどのプレジャーボートの進入を一切できなくする措置をとることにより、「安全・安心に利用できる海水浴場 ～子供を連れて家族で行きたくなるような海水浴場～」を目指している。</p>
事業開始年度	平成20年度（ただし、神戸市による海水浴場開設は昭和33年度より）

《事業別コスト等》

（単位：千円）

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度予算
コスト	人件費	26,396	31,194	39,221	53,078	53,757
	物件費	94,091	73,167	73,277	82,745	74,667
	減価償却費					
	公債利子					
	合計 (A)	120,487	104,361	112,498	135,823	128,424
収入	国県支出金	0	0	0	0	0
	使用料手数料	5,403	4,740	3,992	4,610	4,110
	財産収入	0	0	0	0	0
	其他収入	760	672	697	223	730
	合計	6,163	5,412	4,690	4,833	4,840
(差引) 一般財源 (B)		114,324	98,949	107,809	130,990	123,584
従事人員 (人)		4.3	5.6	7.1	9.8	9.8

《事業実績等》

	項目（単位）【数値目標】				
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み
事業実績（C）	須磨海水浴場への来場者数（人）				
	842,000	648,800	623,000	532,000	700,000
	須磨海水浴場の開設日数（日）				
	46	46	46	56	58
単位あたりコスト （A/C）	須磨海水浴場への来場者数あたりコスト（千円）				
	0.14	0.16	0.18	0.26	0.18
	須磨海水浴場の開設日数あたりコスト（千円）				
	2,619	2,269	2,446	2,425	2,214
市民1人あたりの 市税等の充当額 （B/人口*1,000） （単位：円）	74	64	70	85	80

《課題認識（対象事業選定理由）》

課題認識	（平成20年度新規事業）
------	--------------

《内部評価・分析》

時代適合性 （分析）	○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格 一般的な傾向として海水浴利用者数が減少傾向にある。
補完性 （分析）	○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格 他の海水浴場では海の家協同組合等が海水浴場を開設している事例がある。
効率性 （分析）	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格 海水浴場利便施設として、海の家を設置させている（民間活力の導入）。
有効性 （分析）	● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格 健全化2年目を迎え、来場者数が増加、また、来場者の満足度が向上している。
今後の方向性	さらなる健全化の推進、また、効率的な事業推進に努める。

《外部評価・所見》

時代適合性	○ 適格	○ やや適格	● やや不適格	○ 不適格
補完性	○ 適格	○ やや適格	● やや不適格	○ 不適格
効率性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
有効性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
所見	<p>※「須磨海岸管理事業」のうち、主に説明のあった「須磨海水浴場の開設」に絞り、評価を行った。</p> <p>(時代適合性・補完性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水浴場を公的機関が運営する時代適合性と補完性は低いと思われる。とりわけ、民間でも運営は可能であると思われるので補完性の根拠は低い。 ・海水浴場として運営に過去の経緯があると思われるが、今の時代で民間事業者を入れる場合に公平性や競争性の観点から、今の運営方法が妥当であるかさらに検証が必要である。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸の健全化に向けた警備の強化等の取り組みにより、全体的に経費が増加傾向にあるが、海の家の使用料が下落傾向にあるため、単位あたりコストが上昇しており、効率性の評価が「適格」であるとは思われない。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更衣室・便所・シャワーなどの設備は、海の家が提供しているということであるが、費用を節約するため本来望ましい水準を下回っている可能性や、これらの設備費用を飲食費に転嫁して、回収できている可能性がある。このように考えると、海を家の業者は独占的立場にあり、警備強化を行っている市が本来得るべき利益も得ている可能性があるため、そうであれば、業者に対する利用料を引き上げる必要がある。 ・別の観点では、大阪などから交通費をかけてでも当海水浴場に来ているということは、少なくともそれだけの便益があることを示している。他方で、神戸市内からの利用者の交通費が安いことを考えると、海水浴場の入場料金がゼロなので、消費者余剰が海を家の飲食費にまわっていることが考えられる。したがって、海を家の業者により高い利用料を課すことによって、利用者に利用料金を課していることと同じ成果を上げることができる。 ・来場者アンケートを取っていることは評価でき、さらなる分析を期待する。しかし、リピーター率が増えたことをもって満足度が上昇していると評価している点は、必ずしもそうとは言えないため、アンケート項目の充実を図っていただきたい。 <p>(総合意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時代の変化とともに、海水浴に対する市民ニーズは大きく変化している。過去の経緯から、海水浴場の管理運営に市が責任を持ち続けるべきとすれば、受益者負担の方策を検討すべきであろう。そのための一つの方法として、海を家の在り方を再考する余地がある。 ・市による警備等の管理強化により、良好な環境整備を行っているのであれば、受益者負担の観点からも、海の家業者の使用料を増加させるなどの対応が必要である。 			

事務事業評価シート

事務事業名	市バス・地下鉄のICカードシステムの推進		
所属名	交通局経営企画調整課	評価責任者	ICT推進担当課長 加藤 武司

《基本事項》

目的	磁気カードと比較して多機能かつセキュリティ性が高いICカードにより、市民にとってわかりやすく、利用しやすい料金・割引サービスを提供し市民サービスの向上を図る。また、機器設置台数の見直しや他事業者と共通のICカードシステムを導入することにより必要なシステムの共用などにより初期投資およびランニングコストの低減を図るとともに、将来的には、磁気カードをICカードへ移行させ、更なる機器投資コストの削減を図る。
神戸2015ビジョンでのテーマ	テーマ8 持続可能なまちをつくる
根拠法令等	—
対象者	神戸市営バスおよび神戸市営地下鉄をICカードにより利用する者
事業内容	<p>関西の鉄道事業者とバス事業者で構成するスルッとKANSAI協議会が構築したICカードシステム「PiTaPa」を市バス・地下鉄に導入し、以下のサービス提供を行っている。(別紙参照)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 導入時期 地下鉄：平成18年10月 市バス：平成20年9月 2. 市バス・地下鉄での提供サービス <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月の利用実績に応じた運賃の割引サービス(利用額割引) ・JR西日本のICOCAとの相互利用サービス ・定期券サービス(地下鉄)・・・H19.9 ・敬老優待乗車証による乗車サービス・・・H20.10 ・全国相互利用サービス(地下鉄)・・・H25春予定 ・市バス定期券および市バス・地下鉄連絡定期券のIC化・・・H26.3予定 3. 事業費(IC導入経費) 合計 1,280,669千円 (H17～H24)
事業開始年度	地下鉄 平成18年10月 市バス 平成20年9月

《事業別コスト等》

(単位：千円)

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度予算
コスト	人件費	60,000	60,000	60,000	40,000	50,000
	物件費	88,117	146,054	184,885	214,263	238,778
	減価償却費	170,870	233,644	144,528	113,306	97,507
	公債利子	10,383	14,651	14,178	14,072	14,954
	合計(A)	329,370	454,349	403,591	381,641	401,239
収入	国県支出金					
	使用料手数料	329,370	435,048	403,591	381,641	401,239
	財産収入					
	其他収入					
	合計	329,370	435,048	403,591	381,641	401,239
(差引)一般財源(B)		0	19,301	0	0	0
従事人員(人)		6.0	6.0	6.0	4.0	5.0

《事業実績等》

	項目(単位)【数値目標】				
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み
事業実績 (C)	市バスのICカードによる乗車人員 (人)				
	6,972,294	15,224,078	15,184,195	14,234,130	14,345,124
	市バスのIC化率(人員ベース) (%) 【30%(H27度目標)】				
	9.0	21.0	21.4	20.3	20.6
	地下鉄のICカードによる乗車人員 (人)				
	14,775,310	21,539,197	24,770,116	26,586,381	28,500,915
	地下鉄のIC化率(人員ベース) (%) 【30%(H27度目標)】				
	13.9	20.6	23.7	25.6	26.3
単位あたりコスト (A/C*1,000) (単位:円)	市バス+地下鉄の乗車人員1人あたりコスト				
	15	12	10	9	9
市民1人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	0	13	0	0	0

《課題認識(対象事業選定理由)》

課題認識	(平成18年度新規事業)
	<p>ICカードシステムの推進については、「神戸市営交通事業 経営計画2015」において重点施策に掲げ、ICカードを利活用して、わかりやすく、利用しやすい料金・割引制度への再構築を行い、平成27年度に市バス・地下鉄でそれぞれ乗車人員の30%の利用率を目標に取り組んでいる。</p> <p>具体的には、磁気乗車券(バス定期券・バス地下鉄連絡定期券・市バス専用カード・NEW Uラインカード・企画乗車券・福祉パス・他事業者との連絡定期券など)を廃止し、ICカードへ移行させ、1枚のICカードで市バス・地下鉄の利用を可能とするなどサービスの充実に努めるとともに、今後の駅務機器・バス車載機更新においてICカード専用システムとすることで、経費負担を軽減させる必要がある。</p>

《内部評価・分析》

時代適合性	<p>● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p>
(分析)	<p>ICカードシステムについては独自で開発するのではなく、事業者相互が連携し共通のシステムを構築することにより、共通のICカードを通じたシームレスな交通サービス提供が可能となることから、市営交通を利用する市民および神戸への来訪者の利便性の向上に資するため、スルッとKANSAI協議会の共通ICカードシステムある「PiTaPa」システムを導入した。</p> <p>ICカードは、一度所持すれば繰り返し使用できるため乗車毎の切符の購入や磁気カードのように改札機への投入の手間が不要な利便性の高い乗車券である。加えて、ICカードは、多機能であるため、従来にはない乗車サービスの提供が可能であることから、利用者利便の向上が図れるうえ、数年間繰り返し利用できることから、環境への負荷が少ない乗車券である。</p> <p>また、磁気カードは容易に偽造が可能であるため、ハイウェイカードがETCカードに移行したように、公共交通機関の乗車券についても全国的に磁気カードからICカードへの移行が進んでいる。関西でもスルッとKANSAI共通磁気カードの偽造が発生したことから、偽造リスクを回避するためにIC化の推進は必要である。</p>

<p>補完性</p> <p>(分析)</p>	<p>● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>現在、市バス・地下鉄は、1日あたり地下鉄で約30万人、市バスで約20万人の市民の方々にご利用いただき、市内公共交通機関の3割以上のシェアを占める、都市の重要な社会基盤である。ICカードによる公共交通利用が急速に進んでおり、都市の重要な社会基盤としての役割を持つ交通局としても、ICカードシステムを推進し、市バス・地下鉄の利用のみならず、他の公共交通機関との連携を図り、市民にとってより利便性の高い公共交通利用の実現を図る必要がある。</p> <p>また、神戸市の福祉施策である敬老パスや福祉パス制度の継続性を維持していく上で重要となる適正な利用を実現するインフラとしてICカードシステムは有用であり、同制度を適用する交通局がICカードシステムを推進していくことは必須である。</p> <p>なお、ICカードシステム自体は、交通局独自システムではなく、スルッとKANSAI協議会加盟事業者で開発した「PiTaPa」システムを導入している。</p>
<p>効率性</p> <p>(分析)</p>	<p>● 適格 ○ やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>ICカードシステムの導入に当たっては、改札機・券売機・バス料金箱などの既存機器類の老朽化に伴う更新に合わせて行うことにより投資の無駄を省くとともに、スルッとKANSAI協議会で構築した「PiTaPa」システムを導入することにより、</p> <p>①基本仕様が共通化されているため、単独で開発するよりも安価に機器導入することができる</p> <p>②乗降データ処理するセンタシステムやカードの発行業務などをスルッとKANSAIのPiTaPa導入事業者全体で構築・維持することで経費負担の低減が図れるなど、スルッとKANSAI協議会のスケールメリットを活かして効率的なICカードシステム導入を行った。</p> <p>また、具体的な削減効果は約11億円(H17～H24年度)で、内訳は以下の通りとなっている。</p> <p>①機器更新関係 削減額：約7億円 →改札機(182台→163台 △19台) 券売機(153台→124台 △29台) 安価なIC専用改札機導入(35台/163台)</p> <p>②メンテナンス費関係 削減額：約2億円 →故障件数の低下(導入前1,468件/年→導入後1,147件/年 △22%)</p> <p>③近隣の民間事業者とのサーバの共同設置やシステムの一部利用をするなど導入経費およびランニングコストの削減 削減額：約2億円)</p> <p>④システム導入・推進の進捗状況に応じた人員体制の見直し</p> <p>今後IC化率を高めることにより、次回の機器更新時にIC専用機の割合の向上や券売機を削減し、更なる効率化を図っていく必要がある他、「PiTaPa」システムを利用するためにスルッとKANSAIへ支払っている手数料率の軽減について検討を行う必要がある。</p>
<p>有効性</p> <p>(分析)</p>	<p>○ 適格 ● やや適格 ○ やや不適格 ○ 不適格</p> <p>交通局においてICカードシステムを導入したことにより、乗車券の購入の手間を省くとともに、交通機関相互のスムーズな乗り換えの実現や定期券を紛失した際の再発行が可能であることに加え、紛失・盗難時にはカードの利用を停止することができるなど利用者利便性が向上した。特にPiTaPaカードは、料金後払い式であるためPiTaPaエリア内であれば事前のチャージが不要で、1ヶ月の利用実績に基づき市バス専用カードやNEW Uラインカード相当の割引を自動的に割り引く便利でお得なサービスを提供している。</p> <p>一方、IC化は段階的にサービス拡大を行っているため、市民ニーズが高い市バス定期券や市バス・地下鉄連絡定期券がICカードでサービス提供が実現できておらず、IC化率の更なる向上が必要である。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>交通局では、ICカードシステム導入後段階的に提供サービスの拡大を行ってきており、今後はまず市バス定期券と市バス・地下鉄連絡定期券のIC化の実現していく。次の段階として市民サービスの向上となる磁気カード類のIC化への移行の検討および実現を図るとともに、次回の機器更新において更なる経費削減が可能となる更新計画を策定する。</p>

交通局における I C カードシステムの推進について

1. 概要

神戸市交通局では、お客様の利便性の向上を図るために、スルッとKANSAI 協議会加盟社局が導入する I C カードシステム「PiTaPa」を、平成 18 年 10 月から市営地下鉄全線において導入し、平成 19 年 9 月から地下鉄で IC 定期券サービスを開始した。また、平成 20 年 9 月には、市バス全線において「PiTaPa」を導入、同年 10 月には敬老 I C パスを導入するなど、順次 I C カードサービスの提供を行ってきたところである。

2. I C カードによる乗車サービスについて

(1) 利用エリア

市バス全線(共同運行路線含む) および地下鉄全線(西神・山手線および海岸線)

(2) 利用可能な I C カード

- ① スルッとKANSAI の「P i T a P a」カード
- ② 敬老優待乗車証(敬老 I C パス)
- ③ J R 西日本の「I C O C A」

(3) 提供サービス

① 利用額割引(地下鉄 H18. 10 市バス H20. 9)

市バス 2, 200 円利用→割引適用後 1, 990 円(2000 円市バス専用カードと同等)

地下鉄 3, 200 円利用→割引適用後 2, 930 円(3000 円 NEW U ラインカードと同等)

② 定期券サービス(地下鉄 H19. 9)

通勤・通学 1 ヶ月・3 ヶ月・6 ヶ月および北神急行電鉄・神戸電鉄との連絡定期券(1・3・6 ヶ月)

③ 敬老優待乗車証(市バス・地下鉄 H20. 10)

市バス：100 円/回を上限 地下鉄：小児料金(非適用事業者では大人普通運賃)

④ 「I C O C A」との相互利用サービス

「P i T a P a」カードあるいは「I C O C A」でお互いのエリアで乗車が可能

⑤ 物販サービス

地下鉄構内設置のコンビニエンスストアおよび売店で利用可

3. 利用者利便の向上について

(1) 乗車毎の切符の購入の手間を省き、パスケースのままタッチできるため迅速な乗降が可能

(2) 1 枚の I C カードで関西 2 府 4 県の交通機関で利用でき、スムーズな乗り換えが可能

(3) 1 ヶ月の交通機関での利用実績に応じて自動的に割引を適用

(4) カードの紛失・盗難時にはカードの利用停止し、不正利用を防止

(5) 定期券サービスを利用している場合、定期券の再発行が可能

(6) コンビニなどの店舗等での買い物が可能

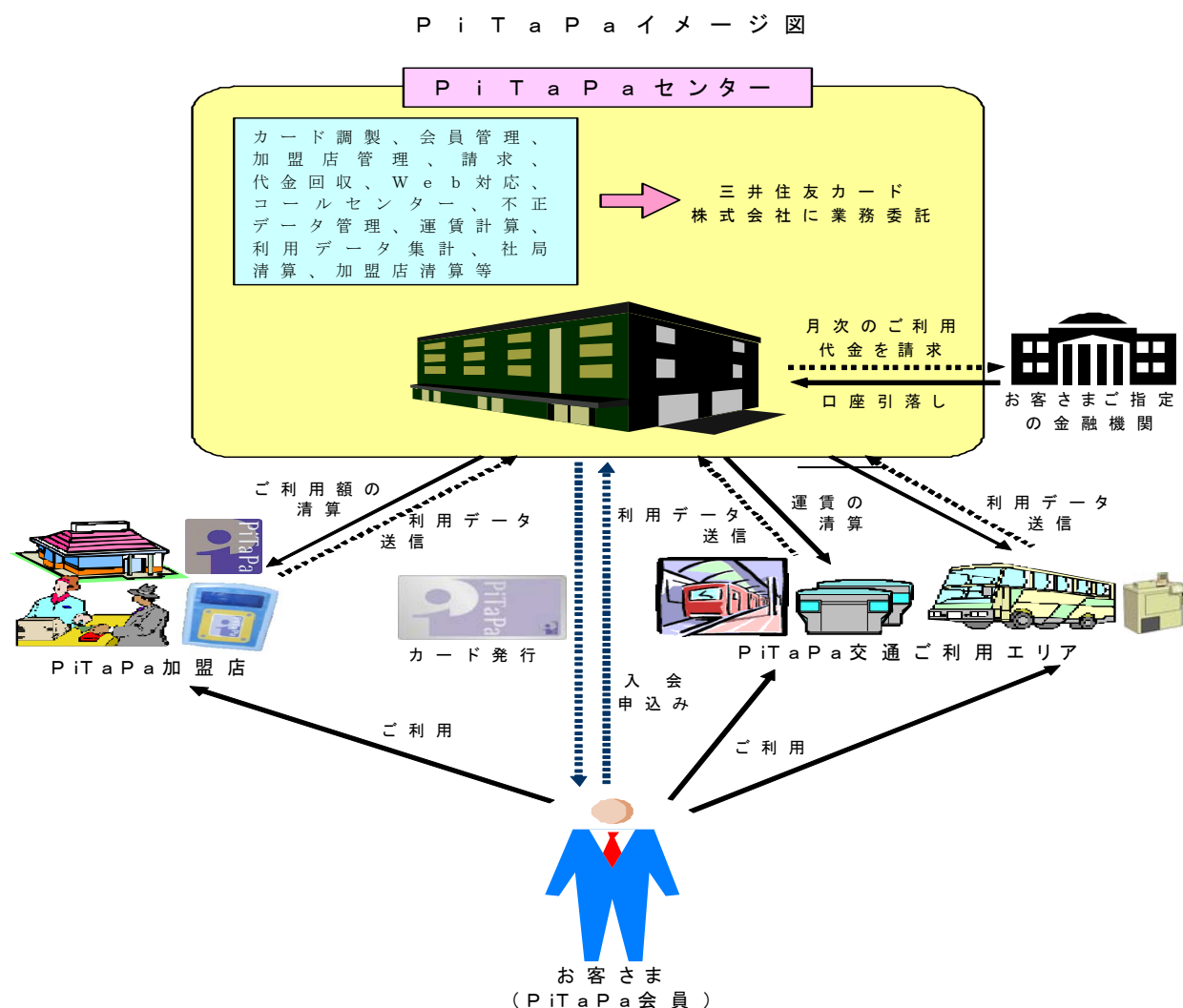
<参考>

1. スルッとKANSAI協議会について

旅客の利便の向上を促進するとともに公共交通機関として一体性のある運輸事業の健全な発展を図ることを目的として平成9年2月に大阪市交通局、阪急電鉄、阪神電鉄、能勢電鉄、北大阪急行で発足し、順次事業者が加わり拡大してきた。交通局は、平成11年度に加盟し、平成24年4月現在の事業者数は58事業者（うちスルッとKANSAIネットワーク42事業者、PiTaPaネットワーク42事業者）となっている。

当初は磁気カードのスルッとKANSAIカードの共通利用から始まり、企画乗車券、ICカード（PiTaPa）の共通利用や販促活動等を実施している。

2. 「PiTaPa」のシステム構成



3. 「PiTaPa」カードの利用エリア

現在、関西2府4県および岡山・広島・静岡の中心部の鉄道・バスで利用可能
平成25年春より関東・名古屋・福岡地区などの鉄道・バスで利用可能予定

4. 「PiTaPa」の取扱実績

取扱高：1,923億円(H23年度) 会員数：2,238千人(H24.6現在)

【事業別コスト等 内訳資料】

○IC関連(物件費)

	平成17-19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度予算	平成20-24年度 計
機器・装置等保守委託料		10,579	47,652	61,785	76,341	64,331	260,688
ICカード等手数料		59,239	87,453	109,380	124,785	159,851	540,708
IC関連負担金等		8,655	4,981	4,885	4,847	6,000	29,368
ネットワーク利用料等		7,477	5,968	8,817	8,007	7,596	37,865
その他		2,167	-	18	283	1,000	3,468
合計		88,117	146,054	184,885	214,263	238,778	872,097
バス		26,438	77,315	96,654	117,284	127,410	445,101
地下鉄		61,679	68,739	88,231	96,979	111,368	426,996

(税込、単位：千円)

○IC関連(投資的経費)

	平成17-19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度予算	平成17-24年度 計
投資		301,076	6,950	58,667	121,401	35,000	1,280,669
IC導入経費	757,575		1,704	5,385	672	5,000	161,835
バスIC関連	-	149,074	5,246	53,282	120,729	30,000	1,118,834
地下鉄IC関連	757,575	152,002	5,191	29,616	97,255	29,000	982,661
企業債	549,353	272,246	1,049	7,344	24,146	6,000	181,434
一般会計出資	114,065	28,830	710	21,707	-	-	116,574
その他	94,157	-	-	-	-	-	-

(税込、単位：千円)

○IC関連(減価償却費、公債利子)

	平成17-19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度予算	平成17-24年度 計
減価償却費	41,785	170,870	233,644	144,528	113,306	97,507	801,640
バス	-	-	36,418	27,235	19,135	14,457	97,245
地下鉄	41,785	170,870	197,226	117,293	94,171	83,050	704,395
公債利子	5,075	10,383	14,651	14,178	14,072	14,954	73,313
バス	-	-	2,184	2,252	2,257	2,225	8,918
地下鉄	5,075	10,383	12,467	11,926	11,815	12,729	64,395

(税込、単位：千円)

○バス事業の一般会計からの補助金

	平成17-19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度予算	平成20-24年度 計
企業債利子等補助金			19,301	-	-	-	19,301

※バスIC関係・企業債利子等補助金について、平成21年度は企業債利子の半額及び車両以外にかかる減価償却費の半額を補助金額としている。平成22年度以降は補助金撤廃

《外部評価・所見》

時代適合性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
補完性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
効率性	● 適格	○ やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
有効性	○ 適格	● やや適格	○ やや不適格	○ 不適格
所見	<p>(時代適合性、補完性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PITAPA カード事業は基本的に民間事業であるが、市が地下鉄・バス事業を運営する以上、事業の効率化と利用者の利便性のために IC 化は必要な事業である。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の券売機や改札機等の機器更新に合わせて IC 対応機を導入することで、コスト削減につなげていることは評価できる。 ・ 11 億円の削減効果は、従来システムをそのまま踏襲した場合と比較して機器更新やメンテナンス費用等をあわせて削減できた金額であるが、IC カードの普及による人員体制の見直しによる効率性効果も把握すべきである。 ・ スルッと KANSAI 協議会への手数料率の見直し等も提言していくべきである。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IC カードシステムの推進は、利用者サービスの向上を図る有効な手段であるが、IC 化率の増加率が鈍化しつつある。 ・ 目標 (30%) 達成のためには、市バス定期券、市バス・地下鉄連絡定期券の IC 化を計画どおり着実にすすめる必要がある。 ・ さらに、バス・地下鉄での表示のアピールや、ホームページ等で、利用者に PITAPA カードが使える交通機関の範囲や、交通機関以外の便利な使い方をより分かりやすく示すなど、広報を強化し、利便性のある仕組みを周知させることで、利用の拡大に努め、有効性を高めるべきである。 <p>(総合意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の機器更新にあわせて IC 対応機を導入することで、コスト削減につなげていることは評価できるが、今後、IC 化率が増加した場合、独立採算上、それに伴う物件費等の増加をすべて乗車料収入でカバーできるかどうかを検討する必要がある。 その際には、機器更新等に係る費用だけでなく、人員体制の見直しによる効率性効果も把握する必要がある。 ・ IC 化を推進するほど費用の低減につながる仕組みになるべきである。そのためにも、まず、IC カードの普及に努め、できる限り IC カード専用機器の割合を増やしていくことが必要である。また、スルッと KANSAI 協議会に支払う手数料は同協議会で決められているが、同協議会における手数料の見直し等も提言していくべきである。 			